

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

## 暗号資産取引説明書 (VCTRADE サービス)

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

## 暗号資産取引説明書 (VCTRADE サービス)

SBI VCトレード株式会社

お客様が、SBI VCトレード株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う暗号資産（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 14 項に規定される暗号資産）の売買、暗号資産同士の交換、売買又は交換取引の媒介、取次ぎ、お客様のための暗号資産の管理に係る関連サービス（サービス名称：VCTRADE。以下「本サービス」といいます。）をご利用されるにあたっては、本暗号資産取引説明書（VCTRADE サービス）（以下、「本暗号資産取引説明書」といいます。）をサービス総合約款（VCTRADE サービス）（以下、「本サービス総合約款」といいます。）とともに十分にお読みいただき、その内容をご理解いただく必要がございます。

暗号資産関連の取引には様々なリスクが存在しますので、暗号資産関連の取引の特徴、仕組み及びリスクについてご理解いただき、リスク等の受容に異議なくご承諾の上、お客様ご自身の責任とご判断において、自己の計算により取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本暗号資産取引説明書は、本サービス総合約款とともに、暗号資産の現物取引及びデリバティブ取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、資金決済に関する法律第 63 条の 10 の規定、及び金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、予めご説明するための書面となります。なお、契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、暗号資産や法定通貨の入出金に係る通知及び書面、取引の履歴等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、お客様はお取引の都度、ご自身にて約定のご確認をいただくようお願いいたします。

### ■当社の商号及び住所並びに登録番号

SBI VCトレード株式会社

【本社】〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3247 号

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00011 号

電子決済手段等取引業者 関東財務局長 00001 号

### ■加入する協会

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

《本取引のリスク等重要事項について》

1. 暗号資産と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社の取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。

また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. 本取引について

- (1) 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社と相対して暗号資産の売買を行う販売所取引（店頭取引。現物取引とレバレッジ取引）とお客様と他のお客様との売買を当社が媒介する取引所取引（板取引。現物取引のみ）になります。
- (2) 本取引において取り扱う暗号資産は、「取扱暗号資産及び金融指標の概要書」をご参照ください。
- (3) 当社の提示価格にはお客様による買付価格（以下、「Ask」又は「Ask 価格」といいます。）とお客様による売付価格（以下「Bid」又は「Bid 価格」といいます。）の差（スプレッド）があり、スプレッドは暗号資産の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
- (4) 暗号資産の価値は、暗号資産取引の需給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の暗号資産の相場状況、また、予期せぬ特殊な事象などにより暗号資産の価格が急激に変動し、大きく下落する可能性があります。結果として、暗号資産の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。また、法定通貨との交換が完全に停止する措置がとられるなどの場合、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあります。そのため、本取引は、取引対象である暗号資産の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。
- (5) レバレッジ取引は元本が保証されるものではありません。取引を開始した暗号資産の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被るおそれがあり、かつ当該損失額はお客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。
- (6) 本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や注文の発注、約定、確認及び取消等が行えない可能性があります。
- (7) 外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。
- (8) お客様からお預かりした法定通貨及び暗号資産は、当社の法定通貨及び暗号資産と分別して管理しています。
- (9) 当社の区分管理は下記のとおりです。

法定通貨（円貨）：SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

暗号資産：インターネット等の外部のネットワークに接続されていないワールド・ウォレット及び接続されているホット・ウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理しております。

- (10) 本取引に係る手数料の詳細については、「18. 手数料」をご参照ください。
- (11) お客様は、当社及び暗号資産の流動性供給者、又は当社預入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、お客様資産の出金・出庫が遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。また、ウォレットの状況、暗号資産のブロックの生成状況その他の送信の状況等により暗号資産の出庫が遅延する場合や、ブロックチェーンで当該暗号資産の送受信に係る取引がキャンセルされた場合、お客様資産の出庫が遅延することで、損失が生じるおそれがあります。
- (12) 苦情及び紛争（以下「苦情等」といいます。）に関する相談先は、「苦情処理措置及び紛争解決措置について」及び「25. 苦情及び紛争の相談窓口」をご参照ください。

※本取引に係るリスクについて、詳しくは、「24. 本取引におけるリスク」をご参照ください。

### レバレッジ取引に関する注意事項

レバレッジ取引では、取引そのものに加え、取引対象（原資産）である暗号資産の価格変動により損失が生ずることがあります。レバレッジ取引は、多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険も伴う取引となります。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本サービス総合約款のみでなく、取引の仕組みやリスクについてお客様ご自身で十分に研究し、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任において行われることが必要となります。以下、レバレッジ取引に関する主な注意点となります。

- (1) レバレッジ取引は、令和 2 年 5 月 1 日以降、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の対象となっております。
- (2) レバレッジ取引は、証拠金取引であり、実際の取引は、お客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなるため、多額の利益を生むことがありますが、反対に多額の損失（お客様が預託した証拠金以上の損失）を被る可能性もあります。
- (3) レバレッジ取引は元本が保証されるものではありません。又、取引対象の暗号資産の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被り、お客様が預託した証拠金の額が必要証拠金を下回るおそれもあり、その場合は追加証拠金が徴求されます。
- (4) 相場状況の急変により、Bid 価格と Ask 価格のスプレッド幅が拡大し、意図した取引ができない可能性があります。
- (5) レバレッジ取引では、損失額が一定の水準を超える場合、本サービスが定めた方法により、追加証拠金制度及びお客様のポジション（建玉）を自動的に決済するロスカット制度を設けています。当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
- (6) レバレッジ取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害、レート配信の異常、或いは配信されるレート自体の異常等により、取引不能、約定の取消又は注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があります、その結果としてお客様が損失を被る可能性があります。
- (7) 取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消等が行えない可能性があります。
- (8) 取引手数料は無料ですが、ファンディングレート（円）が発生します。
- (9) 取引の性格上、お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解約・解除すること（クーリングオフ）はできません。
- (10) お客様から預託された証拠金には利息は付きません。
- (11) 当社は、レバレッジ取引に係るお客様から預託を受けた証拠金に関しては、金融商品取引法で求められる分別管理を実施します。
- (12) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの低減を目的として、外部の業者とカバー取引を実施します。
- (13) レバレッジ取引は、全て相対取引であるため、当社の信用状況又は当社のカバー取引先の信用状況によっては、お客様が損失を被る可能性があります。
- (14) 当社がお客様の資産を預け入れる金融機関の業務又は財務の状況が悪化した場合等においては、証拠金その他のお客様の資金の返還が遅延することで、お客様が損失を被るおそれがあります。

■金融庁のホームページ「暗号資産交換業者登録一覧」に記載の留意事項

- ・ 本一覧に記載された暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産は、当該暗号資産交換業者の説明に基づき、資金決済法上の定義に該当することを確認したものにすぎません。
- ・ 金融庁や財務局が、これらの暗号資産の価値を保証・推奨するものではありません。
- ・ 暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。

■暗号資産を利用する際の注意点

- ・ 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・ 暗号資産は、価格が変動することがあります。暗号資産の価格が急落したり、突然無価値になってしまうなどにより損失を被る可能性があります。
- ・ 当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。
- ・ 暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。
- ・ 暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者であることを確認してください。
- ・ 暗号資産の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- ・ 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産を利用したり、暗号資産交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。

■暗号資産取引のリスクについて

- ・ 暗号資産取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に暗号資産取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。本サービス総合約款をお読みの上、暗号資産取引のリスク、仕組み、特徴について十分に理解し、納得された上で本取引を開始していただきますようお願いいたします。

## 本取引のルール及び概要

### 1. 取引の態様及び取引方式

取引の態様は、

- ① 資金決済法第2条第15項第1号に定義する暗号資産の売買
- ② 資金決済法第2条第15項第2号に定義する暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 資金決済法第2条第15項第3号及び4号に定義する①の行為に関する利用者の法定通貨又は暗号資産の管理
- ④ 金融商品取引法第2条第8項第4号に係る暗号資産関連店頭デリバティブ取引及びその媒介

となります。

### 2. 取引方式

#### (1) 現物取引

現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がおお客様の相手方となり、売買を成立させる販売所取引（店頭取引）とお客様と他のお客様との売買を当社が媒介する取引所取引（板取引）となります。

#### (2) レバレッジ取引

レバレッジ取引は販売所取引（店頭取引）となりますが、暗号資産の現物の受渡を行わずに、事前取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済（売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済）により暗号資産の売買を行う取引であり、売買の目的となっている暗号資産（の建玉）の売戻し又は買戻し等をした時に、差金の授受によって決済する取引となります。

なお、当社は、販売所取引（店頭取引）における現物取引及びレバレッジ取引に関して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判断での下記のカバー先（暗号資産の流動性供給者）との取引となります。

- ・ B2C2 OTC Ltd.  
：英国 FCA (The Financial Conduct Authority)
- ・ B2C2 Overseas Ltd.  
：英領ケイマン諸島 CIMA (Cayman Islands Monetary Authority)
- ・ LMAX Digital Broker Limited  
：英領ジブラルタル FSC (The Gibraltar Financial Services Commission)
- ・ LMAX New Zealand Ltd  
：ニュージーランド FMA (Financial Market Authority)
- ・ Cumberland Global Ltd.  
：英領ケイマン諸島 CIMA (Cayman Islands Monetary Authority)
- ・ オーケーコイン・ジャパン株式会社  
：日本 暗号資産交換業者

- ・株式会社デジタルアセットマーケット  
：日本 暗号資産交換業者

### 3. 取扱暗号資産の名称

本サービスで取扱う暗号資産は下記のとおりです。

#### (1) 現物取引（販売所）

取扱暗号資産	ビットコイン (BTC)
	イーサリアム (ETH)
	エクスタールピー (XRP)
	ライトコイン (LTC)
	ビットコインキャッシュ (BCH)
	ポルカドット (DOT)
	チェーンリンク (LINK)
	カルダノ (ADA)
	ドージコイン (DOGE)
	ステラルーメン (XLM)
	テゾス (XTZ)
	ソラナ (SOL)
	アバランチ (AVAX)
	ポリゴン (MATIC)
	フレア (FLR)
	オアシス (OAS)
	エクスティーシー (XDC)
	シバイヌ (SHIB)
	ダイ (DAI)
	コスモス (ATOM)
	アプトス (APT)
	ヘデラ (HBAR)
	ジパングコイン (ZPG)
	ニアー (NEAR)
	トンコイン (TON)
	スイ (SUI)
	アルゴランド (ALGO)
	エイプコイン (APE)
	アクシーインフィニティ (AXS)
	ベーシックアテンショントークン (BAT)
	チリーズ (CHZ)
	イーサリアムクラシック (ETC)
	メイカー (MKR) ※
	オーエムジー (OMG) ※
サンドボックス (SAND)	
ترون (TRX)	
ベラ (BERA)	
カントンコイン (CANTON)	

※メイカー (MKR)、オーエムジー (OMG) の取扱いは売り付けサービスのみとなります。

(2) 現物取引 (取引所)

取扱暗号資産	ビットコイン (BTC)
	イーサリアム (ETH)
	エクスタールピー (XRP)
	ライトコイン (LTC)
	ビットコインキャッシュ (BCH)
	ポルカドット (DOT)
	チェーンリンク (LINK)
	ニッポンアイドルトークン (NIDT)

(3) レバレッジ取引 (販売所)

取扱暗号資産	ビットコイン (BTC)
	イーサリアム (ETH)
	エクスタールピー (XRP)
	ライトコイン (LTC)
	ビットコインキャッシュ (BCH)
	ポルカドット (DOT)
	チェーンリンク (LINK)
	ダイ (DAI)
	ドージコイン (DOGE)
	ソラナ (SOL)
	アバランチ (AVAX)
	ポリゴン (MATIC)
	シバイヌ (SHIB)

4. 取扱暗号資産の詳細

取引の対象となる暗号資産銘柄 (銘柄ペア)、取引単位、呼値の単位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。

(1) 現物取引

① 販売所取引 (店頭取引)

銘柄ペア	取扱単位	呼値の単位	1回あたり 最小発注数量	1回あたり 最大発注数量
BTC/JPY	0.00000001	1	0.00000001	20
ETH/JPY	0.00001	1	0.00001	200
XRP/JPY	1	0.001	1	1,000,000
LTC/JPY	0.0001	0.1	0.0001	500
BCH/JPY	0.0001	0.1	0.0001	200
DOT/JPY	0.001	1	0.001	5,000
LINK/JPY	0.001	1	0.001	5,000
ADA/JPY	1	0.01	1	100,000
DOGE/JPY	1	0.001	1	800,000
XTZ/JPY	1	0.01	1	100,000
SOL/JPY	0.001	1	0.001	2,000

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

AVAX/JPY	0.001	1	0.001	3,000
MATIC/JPY	0.01	0.01	0.000001	100,000
FLR/JPY	1	0.001	1	100,000
OAS/JPY	1	0.001	1	1,000,000
XDC/JPY	1	0.001	1	2,000,000
SHIB/JPY	1,000	0.000001	1,000	5,000,000,000
DAI/JPY	0.01	0.001	0.01	100,000
ATOM/JPY	0.001	0.001	0.001	4,000
APT/JPY	0.001	0.001	0.001	4,000
HBAR/JPY	1	0.001	1	1,000,000
ZPG/JPY	0.01	0.01	0.01	300
NEAR/JPY	0.01	0.01	0.01	10,000
TON/JPY	0.01	0.01	0.01	10,000
SUI/JPY	0.01	0.01	0.01	100,000
ALGO/JPY	1	0.01	1	25,000
APE/JPY	0.1	0.01	1	2,500
AXS/JPY	0.01	0.01	0.1	750
BAT/JPY	0.1	0.001	1	5,000
CHZ/JPY	1	0.001	10	50,000
ETC/JPY	0.01	0.1	0.1	100
MKR/JPY ※	0.0001	1	0.001	50
OMG/JPY ※	0.1	0.001	1	500
SAND/JPY	1	0.01	1	7,500
TRX/JPY	1	0.001	1	25,000
BERA/JPY	0.01	0.001	0.1	3,000
CANTON/JPY	0.01	0.001	1	50,000

※メイカー（MKR）、オーエムジー（OMG）の取扱いは売り付けサービスのみとなります。

② 取引所取引（板取引）

銘柄ペア	取扱単位	呼値の単位	1回当たり 最小発注数量	1回当たり 最大発注数量
BTC/JPY	0.00000001	1	0.00000001	10
ETH/JPY	0.00001	1	0.00001	100
XRP/JPY	1	0.001	1	200,000
LTC/JPY	0.0001	0.1	0.0001	1,000
BCH/JPY	0.0001	0.1	0.0001	500
DOT/JPY	0.001	1	0.001	5,000
LINK/JPY	0.001	1	0.001	5,000
NIDT/JPY	10	0.001	10	100,000

(2) レバレッジ取引

銘柄ペア	取扱単位	呼値の単位	1回当たり 最小発注数量	1回当たり 最大発注数量	建玉制限 数量
BTC/JPY	0.00000001	1	0.00000001	20	300
ETH/JPY	0.00001	1	0.00001	200	2,000
XRP/JPY	1	0.001	100	200,000	2,000,000
LTC/JPY	0.1	0.1	1	500	6,000
BCH/JPY	0.01	0.1	0.1	200	1,000
DOT/JPY	0.001	1	1	5,000	40,000
LINK/JPY	0.001	1	1	5,000	60,000
DAI/JPY	1	0.001	10	200,000	2,000,000
DOGE/JPY	10	0.001	100	250,000	2,500,000
SOL/JPY	0.01	0.01	0.1	500	5,000
AVAX/JPY	0.1	0.01	1	2,500	25,000
MATIC/JPY	10	0.01	100	60,000	600,000
SHIB/JPY	100,000	0.000001	1,000,000	2,000,000,000	20,000,000,000

※1 回当たりの最大発注数量については、市場の状況等を踏まえ、当社の判断で臨時に引き下げる措置を講じる場合があります。又、当該措置を講じる場合は、当社ホームページ等でお客様へは事前に告知いたします。

※「銘柄ペア」とは、本サービスで取扱う暗号資産（現物取引）又は金融指標（レバレッジ取引）に対して決済出来る「法定通貨」のペアを意味しています。

5. 取扱暗号資産の概要

当社ホームページに掲載の「取扱暗号資産及び取扱電子決済手段の概要説明書」をご参照ください。

6. 取引価格

\* 販売所取引（店頭取引）

(1) お客様は当社が提示する Ask 価格で買い付け、Bid 価格で売り付けることができます。当社では、公正な価格を安定的にお客様へ提示できるよう、複数の流動性供給者（以下「LP」といいます。）等からの配信価格をもとに当社で生成した独自の価格を提示しています。

(2) 相場急変時や、LP 等の状況に変更が生じたことにより、LP 等から有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LP 等からの配信価格が市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、LP 等から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

\* 取引所取引（板取引）

(1) 取引所取引（板取引）においては、「競争売買の原則」（価格優先の原則（売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「価格指定注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発

注された注文を優先する方式)に基づき、需給に応じた価格を提示する原則)に基づいて取引価格を決定しております。

- (2) 当社は、お客様に提示する取引価格に関して、他の複数の暗号資産取引所の取引価格との比較を常時行っております。当社の提示する取引価格が、それらの価格から大幅に乖離した場合、公正な取引価格を提示及び約定するために、当社による価格提示を一時的に停止することがあります。

## 7. 取引時間

取引は 24 時間 365 日可能です。ただし、毎週水曜日 12:00~13:00 のメンテナンス時間（以下「週次メンテナンス」といいます。）は取引できません。なお、臨時にメンテナンスを実施する場合も取引はできません。その場合は、当社ホームページにてご案内いたします。また、ジパングコイン（ZPG）については、カバー先（暗号資産の流動性供給者）のメンテナンス時間（毎日 23:59~0:06）についても取引はできませんので、ご注意ください。

本取引における 1 日の区切り（計算区域）は午前 7:00~翌午前 6:59 となります。また、1 週間の区切りは月曜午前 7:00~翌月曜午前 6:59 となります。

## 8. 注文の種類・指示・方法

注文の種類は、以下のとおりとなります。

### (1) 現物取引

#### ① 販売所取引（店頭取引）

ストリーミング注文	レートが連続的に取引画面に提示され、お客様は任意のタイミングでそれをクリックすることにより発注が可能となる注文で、スリッページ幅内の価格で約定します。また、スリッページの設定幅は、各銘柄の呼値の単位×30,000 の値で固定しています。ただし、PC 版の VCTRADEweb で注文を行う場合は、お客様は任意の幅でスリッページを設定でき、設定したスリッページ幅内の価格で注文が約定され、設定幅を超えた注文は失効します。
指値注文	お客様が価格を指定して発注する注文です。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 なお、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。
逆指値注文	お客様が価格をトリガーとなる価格を指定し、その価格を超えたら買い、その価格を下回ったら売り、の約定が成立する指値注文です（通常の指値注文とは売り買いを逆に発注します）。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 また、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。

② 取引所取引（板取引）

成行注文	<p>お客様は任意のタイミングで売買の別及び発注数量のみを注文する取引です。</p> <p>なお、スリッページについては、10%に自動設定されますので、スリッページ幅内のみで約定されます。</p> <p>又、注文後、未約定（有効）の取引は週次で実施するメンテナンス時に失効され（取消され）ます。</p> <p>FAK（Fill and Kill）：一部約定後に未執行数量が残った場合、残数量は失効されます。</p>
指値注文	<p>お客様が価格を指定して発注する注文です。</p> <p>注文後、未約定（有効）の取引は週次で実施するメンテナンス時に失効され（取消され）ます。</p> <p>なお、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から40%以上乖離した発注は行えません。</p> <p>FAS（Fill and Store）：一部約定後に未執行数量が残った場合、残数量は有効のままとなります。</p>

(2) レバレッジ取引

ストリーミング注文	上記（1）①をご参照ください。
FIFO 注文	<p>ストリーミング注文の一種で FIFO（First In First Out）先入れ先出し注文です。ポジション状況によって、システムが自動で、新規/決済を指定します。具体的には、同一銘柄ペアの反対売買となるポジションがない場合は、新規注文となります。同一銘柄ペアの反対売買となるポジションがある場合は、決済注文となります。この時、建玉が複数ある場合は、約定日時が古いものから順に約定（決済）されます。又、ポジション数を上回る FIFO 注文が成立した場合、反対ポジションが発生します。</p>
指値注文	上記（1）①をご参照ください。
逆指値注文	上記（1）①をご参照ください。
一括決済注文	<p>現時点での保有ポジションを「一括」で成行<sup>1</sup>にて決済することができる注文です。決済対象となるポジションは、銘柄ペア・売買指定のポジション単位になります。一括決済注文は1ポジションに対して1注文が生成されます。この注文は、スリッページ幅を設定することができないため、急激な価格変動が発生したときや通信環境の状態によっては、意図しない不利な価格で約定する場合があります。又、既に発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。</p>
クイック決済注文	<p>保有ポジションを、成行にて即時に約定（決済）することが出来る注文です。スリッページ幅を設定することができないため、急激な価格変動が発生したときや通信環境の状態によっては、意図しない不利な価格で約定する場合があります。又、既に発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。</p>

<sup>1</sup> その時点の約定可能なレートで取引を行うことです。複数の約定価格が生じる可能性があります。

(3) 暗号資産積立サービスについて

当社では、お客様が指定した金額で暗号資産を定期的に自動購入（現物の買い付け）出来るサービスを取扱っています。暗号資産積立サービスの詳細は以下のとおりです。

対象銘柄	BTC（ビットコイン）、ETH（イーサリアム）、XRP（エクスタールピー）、LTC（ライトコイン）、BCH（ビットコインキャッシュ）、DOT（ポルカドット）、LINK（チェーンリンク）、ADA（カルダノ）、DOGE（ドージコイン）、XLM（ステラルーメン）、XTZ（テゾス）、SOL（ソラナ）、AVAX（アバランチ）、MATIC（ポリゴン）、FLR（フレア）、OAS（オアシス）、XDC（エクステディーシー）、SHIB（シバイヌ）、DAI（ダイ）、ATOM（コスモス）、APT（アプトス）、HBAR（ヘデラ）、ZPG（ジパングコイン）、NEAR（ニアー）、TON（トンコイン）、SUI（スイ）、ALGO（アルゴランド）、APE（エイプコイン）、AXS（アクシーインフィニティ）、BAT（ベーシックアテンショントークン）、CHZ（チリーズ）、ETC（イーサリアムクラシック）、SAND（サンドボックス）、TRX（ترون）、BERA（ベラ）、CANTON（カントンコイン）
積立頻度	日次（DAY）、週次（WEEK）、月次（MONTH） ※各銘柄につき各頻度の積立を1件ずつ申込み可能です。
積立指定可能金額	500円から2,000,000円まで（1円単位）
積立期間	・日次（DAY）：30日以上365日以下 ・週次（WEEK）：4週間以上52週以下 ・月次（MONTH）：1ヵ月以上12ヵ月以下 又は、無期限 ※申込み時にいずれかを選択します。
積立開始日	積立申込みの翌取引日以降の直近注文日時
注文形式	ストリーミング（成行）
積立注文日時	毎日午前10:00以降の本サービスで定める任意の時刻 週次（WEEK）：毎週火曜日午前10:00以降の本サービスで定める任意の時刻 月次（MONTH）：毎月28日午前10:00以降の本サービスで定める任意の時刻
スリッページ	無し
積立の中止、取消	随時可能
手数料	無料

※暗号資産積立サービスに関する注意事項

注1：本暗号資産取引説明書にある諸条件により口座にお預かりしている円貨を出金出来ない状況にある場合は積立の注文は実施されません。

注2：積立された暗号資産はお預かりしている他の暗号資産との区別はしませんので、随時出庫、売却等出来ます。

注3：上記、暗号資産積立サービスの詳細に記載の無い事項については、本暗号資産取引説明書に記載の事項に従うものとします。

注文の指示・方法は以下のとおりとなります。

[※指定のない箇所については販売所取引（店頭取引）、取引所取引（板取引）共通]

- ・注文は、暗号資産取引システムでのみ行うことが可能であり、電話、ファックス、電子メール等のその他の手段による注文及び変更・取消はできません。
- ・指値注文、逆指値注文は、現在価格と注文価格が本サービスで定める基準よりも大きく乖離している場合は注文いただけません。
- ・成行注文、指値注文の有効期限はありません。ただし、本サービスの更新等により注文が取消されることがあります。
- ・指値注文・逆指値注文は、販売所取引（店頭取引）においては訂正（金額・数量）及び取消が、取引所取引（板取引）においては取消が可能です。注文の成立と訂正又は取消が同時に行われ、注文が成立した場合は、注文の成立が優先されますので、ご了承ください。
- ・レバレッジ取引のポジションを保有し証拠金維持率が100%未満の場合は、現物取引（買い注文及び売り注文）も注文いただけません。注文されたい場合には、お取引口座に日本円若しくは暗号資産を入金・預入いただくか、レバレッジ取引の保有ポジションの決済を行っていただき、証拠金維持率が100%以上となる必要がございます。
- ・当社のシステム障害やLPの価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただきます場合があります。
- ・及び、当社では販売所取引（店頭取引）においては、現物取引とレバレッジ取引の双方をお客様に提供しており、現物取引における約定価格とレバレッジ取引における約定価格とが大きく乖離しないように努めることといたします。
- ・また、販売所取引（店頭取引）の場合にはお客様と当社の間で取引が行われることから、一般的に利益相反が生じる可能性は否定できません。当社では、出来るだけ公正な価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプレッドの設定等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるよういたします。
- ・当社においては、別途公正な取引価格を提示・約定するための方針において公表しているとおり、お客様が販売所取引（店頭取引）における価格と取引所取引（板取引）における価格を比較しやすい体制を構築し、お客様のご判断に資することとしております。詳細は、別途公表しております「最良執行方針」をご確認ください。

## 9. 取引方法について

- ・本取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。
- ・本サービスの推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。なお、本サービスの推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。
- ・当社の用意するサーバー上にある取引システム（以下「本取引システム」といいます。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システ

ム以外の使用を禁止いたします。

## 10. レバレッジ取引における証拠金

### (1) 証拠金の差入れ

- レバレッジ取引を開始するためには、円貨又は暗号資産（本サービスにて取り扱う暗号資産に限ります。）を証拠金として当社に預託する必要があります。預託された円貨又は暗号資産は預託証拠金残高に表示されます。なお、証拠金には利息は付きません。
- 暗号資産を預託証拠金として扱う場合には、当該暗号資産の価格及び掛け目を乗じた額を預託証拠金の額として算定します。なお、掛け目は一律 50%とします。  
※NIDT、MKR、OMG の掛け目は 0%とします。

### (2) 証拠金必要額

- 注文の際に必要な証拠金として、各銘柄（銘柄ペア）とも取引の総額（その時点の円換算された金額）に対して、以下に示す比率以上の証拠金が必要となります。

※個人のお客様：一律 50%

※法人のお客様：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会が定める比率に変更

\*

\* 当社のホームページにてレバレッジ倍率として週次で公表します。詳細は当社ホームページをご参照ください。

なお、当該比率は、最低限度のものであり、取引総額に対する証拠金の比率をお客様ご自身で高めに設定することにより、価格変動に伴うリスクを一定程度コントロールし易くできますので、ご自身の投資経験やリスク許容度等に応じてご判断ください。

- ポジション証拠金（その時点のポジションを維持する為に必要な証拠金）は、当社が提示する取引価格（買いはBid 価格、売りはask 価格）でリアルタイムに円換算して計算いたします。
- 本口座上は、指値等の未約定注文の証拠金を「注文証拠金」、約定済のポジションに対する証拠金を「ポジション証拠金」と表示いたします。

### (3) 純資産額不足金額の取扱い

- ロスカットルールがあっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じ、純資産額（預託証拠金残高+評価損益（円換算された金額））がマイナスとなることがございます。その場合、当該不足金額の発生した日の翌日から 2 銀行営業日目の午後 3 時までには不足額を円貨で本口座に差し入れてください。なお、純資産額がマイナスとなった場合は新規取引（保有暗号資産の売却を除きます）、及び本口座からの出金及び出庫等はいたしかねます。

### (4) 追加証拠金制度の取扱い

- 本サービスで定める日次の基準時点（午前 7 時）でポジション証拠金が不足し追加証拠金が発生した場合は、翌日の午前 4 時 59 分までに追加証拠金（円貨又は暗号資産）を入金又は入庫していただきます。期限までに追加証拠金の差入れ、又は保有ポジションの決済によっても追加証拠金不足が解消しない場合、すべての現物取引の未約定注文の取消し及び保有するすべての暗号資産の売却を行いま

す。それでも追加証拠金不足が解消しない場合はすべてのレバレッジ取引の未約定注文の取消し及びすべての保有ポジションの反対売買による強制決済（ロスカット）を行います。

(5) 預託証拠金（円貨）不足金額の取扱い

- ・ 純資産額がプラスであっても、円貨での預託証拠金残高がマイナスとなった場合には、当該事象が発生した日の翌日から2銀行営業日目の午後3時までに当該不足金額を円貨で本口座に差し入れてください。なお、円貨での預託証拠金残高がマイナスとなった場合は新規取引（保有暗号資産の売却を除きます）、及び本口座からの出金及び出庫等はいたしかねます。
- ・ 日締め処理時（毎取引日の午前6時59分）での円貨の預託証拠金残高不足状態が6日連続した場合、7日目の午前7時以降に全ての保有暗号資産（最低取引単位以上）を強制売却し、不足金額に充当します。
- ・ 又、円貨での預託証拠金残高がマイナスの状態においてロスカットルール（下記12.）が発動された場合には、全ての保有暗号資産（最低取引単位以上）を強制売却します。

(6) 評価損益及びファンディングレート（円）の取扱い

- ・ 当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバー時に発生するファンディングレート（円）は、評価損益として計上され、お客様が反対売買による決済取引を実施した際に、預託証拠金残高に現金として反映されます。

(7) 暗号資産の出庫の制限

- ・ 純資産額がプラスであっても、本口座内において円貨の預託証拠金残高がマイナスとなっている場合は、本口座内の全ての暗号資産に対して、その間は出庫が出来ないように制限されます。本口座への円貨の預入、又は、本口座内の暗号資産の売却を行い、本口座内における円貨の預託証拠金残高のマイナスを解消していただくことにより、本口座の暗号資産の出庫制限は解除されます。

11. ロスカットルール

- ・ レバレッジ取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的に口座の値洗いを実施し、証拠金維持率がロスカットラインである80%以下となった場合、全ての未約定注文（現物取引も含みます）を取消し、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを自動的に決済（ロスカット）いたします。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が80%超となればロスカットは執行いたしません。
- ・ 上記において、円貨での預託証拠金残高がマイナスの場合には、すべての未約定注文の取消とすべての保有暗号資産（最低取引単位以上）を強制売却し、それでも証拠金維持率が回復しない場合はすべての保有ポジションを強制決済となります。
- ・ ロスカットでは、ロスカット注文が執行されたときの配信価格で約定しますが、約定のための有効な価格が配信されていない場合には、有効な価格が配信されるまでロスカット処理に時間を要することやロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。
- ・ また、複数の銘柄（銘柄ペア）の建玉を保有している状態で、一部の銘柄（銘柄ペア）は有効な価格が配信され、一部の銘柄（銘柄ペア）は有効な価格が配信されてい

ない場合、有効な価格配信がある銘柄(銘柄ペア)の建玉はそのまま決済され、有効な価格が配信されていない銘柄(銘柄ペア)の建玉は、有効な価格が配信されたときに決済されます。従って、複数の銘柄(銘柄ペア)の建玉を保有している状態でロスカットになった場合には、ロスカット処理が完了するまでに時間を要する場合があります。ロスカット作動後は、全ての受注注文(現物も含む)が取消されず。取引価格が急激に変動した場合等は、証拠金維持率が80%以下でロスカットされる場合があります。そのため、正常にロスカットが行われた場合であっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

- ・ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。
- ・ システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、当社は責任を負わないものとします。

## 1 2. 取引の受渡日及び決済

- (1) レバレッジ取引には満期日はなく、お客様が、保有ポジションの転売又は買戻しによる取引(手仕舞い)を行わない限り、日締め処理時(毎取引日の午前6時59分)に、保有ポジションを自動的にロールオーバーして翌取引日へ繰り越します。なお、ロールオーバー時には、ファンディングレート(円)が発生します。
- (2) レバレッジ取引の受渡日は約定日当日となります。その為、本取引における1日の区切り(計算区域)となる午前7時~翌午前6時59分において約定した取引は同日の約定として受渡が行われます。
- (3) 決済に伴う金銭及び暗号資産の授受は以下の通りとなります。
  - ・ 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う差金決済方式となります。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に反映いたします。なお、売買差損益金は、円貨での受払いのみとなります。
  - ・ ポジションの反対売買に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受いたします。  
(約定価格差 × 取引数量) + 反対売買の対象ポジションに係るファンディングレート(円)

※ 約定価格差：ポジションの反対売買に係る約定価格と、当該ポジションの反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差

## 1 3. 値洗い

- (1) 当社は、レバレッジ取引におけるお客様のポジションの計算上の損益(評価損益)について、全て当社が提示する取引価格(買いポジションではBid価格、売りポジションではAsk価格)でリアルタイムに円換算して評価いたします。よって、ポジションを保有されている場合は、円貨額で表示され、随時、ポジションに対する評価損益及び証拠金維持率等が変動し純資産額が更新されることとなります。ただし、週次メンテナンス(毎週水曜日12時00分~13時00分)においては、値洗いが実施されませんので、再開時における評価損益の発生にご留意ください。

- (2) スプレッドが広がっている場合、預託証拠金残高の多くを必要証拠金とするような取引においては、新規注文が約定した直後にロスカットが発動することもございますので十分ご注意ください。
- (3) お客様がポジションを翌取引日に持ち越した場合には、当社は、毎取引日の午前6時時点を基準として当該ポジションに対する値洗いを実施し、本口座の残高に対するファンディングレート（円）を確定します。
- (4) 当社はお客様資産を分別管理するにあたり、当該評価損益を加味した金銭を分別管理の対象資産とします。ただし、円貨の預託証拠金残高と評価損益を合計した額が0円未満の場合、円貨の分別管理対象額は0円となりますが、暗号資産の分別管理対象額には影響を与えないものとします。

#### 14. 両建取引

- (1) レバレッジ取引では、同一銘柄（銘柄ペア）で売りポジションと買いポジションの両方を同時に持つ両建取引が可能です。
- (2) 両建取引は、売り買い双方のポジションに対して、各々証拠金が必要となることや反対売買時にスプレッドによるコストを二重に負担することになりますので、ご注意ください。

#### 15. 金銭・暗号資産の入金・出金・入庫・出庫

##### (1) 金銭（法定通貨）

クイック入金 最低入金額（1回当たり）	1,000円
出金最高額（1回当たり）	100,000,000円
出金最低額（1回当たり）	1,000円

##### (2) 入出庫可能な暗号資産

銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額（1回当たり）
BTC	8桁	20 BTC
ETH	18桁	200 ETH
XRP	6桁	1,000,000 XRP
LTC	8桁	500 LTC
BCH	8桁	200 BCH
DOT	10桁	5,000 DOT
LINK（注）	18桁	5,000 LINK
ADA	6桁	100,000 ADA
MATIC	18桁	100,000 MATIC
SOL	9桁	1,500 SOL
AVAX	18桁	2,500 AVAX
OAS	18桁	500,000 OAS
XDC	18桁	1,000,000 XDC
ATOM	6桁	10,000 ATOM
NIDT	18桁	100,000 NIDT

（注）LINKは最低入庫数量1,000LINK以上の入庫に限り入庫のお取扱いを実施いたします。

(3) 入庫のみ可能な暗号資産

以下の銘柄については、下記条件にて別途当社が定める方法による入庫に限りお取扱いを実施いたします。

銘柄	入庫に係る小数点以下の有効桁数	最低入庫数量
DOGE	8 桁	100,000 DOGE 以上
XLM	7 桁	100,000 XLM 以上
XTZ	6 桁	10,000 XTZ 以上
FLR	18 桁	300,000 FLR 以上
SHIB	18 桁	500,000,000 SHIB 以上
DAI	18 桁	10,000 DAI 以上
APT	18 桁	3,000 APT 以上
HBAR	6 桁	300,000 HBAR 以上
ZPG	18 桁	300 ZPG 以上
NEAR	18 桁	5,000 NEAR 以上
TON	18 桁	5,000 TON 以上
SUI	18 桁	5,000 SUI 以上
ALGO	18 桁	50,000 ALGO 以上
ETC	18 桁	500 ETC 以上
TRX	18 桁	100,000 TRX 以上
BERA	18 桁	15,000 BERA 以上
CANTON	18 桁	50,000 CANTON 以上

(4) 出庫のみ可能な暗号資産

以下の銘柄については、下記条件にて別途当社が定める方法による出庫に限りお取扱いを実施いたします。

銘柄	出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額 (1 回当たり)
MKR	18 桁	20 MKR

(5) クイック入金に係る出金・出庫の制限について

当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）及び不正な入出金への対応のため、クイック入金相当額の出金及び出庫を 7 日間制限しています。

- ・ 過去 7 日間のクイック入金相当額（総額）が出金及び出庫の制限の対象となります。制限期間中は、当該相当額分の出金・出庫予約が出来ません。
- ・ 入金日を含む 7 日間経過後、8 日目の朝 7 時に制限が解除され、出金・出庫予約が可能となります。
- ・ 日本円の入金に伴う制限ですので、暗号資産の入庫については制限対象外となります。
- ・ 当社におけるその他のサービス（現物、レバレッジ、積立、貸コインなどの取引）には影響はございませんので、クイック入金直後から通常通りお取引出来ます。

<出金可能額・出庫可能数量の計算式>

出金可能額 = 保有している日本円総額と移動上限額のいずれか低い金額

出庫可能数量 = 保有している暗号資産と移動上限額に掛け目を補正した金額のいずれか低い金額に相当する数量

移動上限額 = 純資産額 [ 預託証拠金残高 + 評価損益 (円換算された金額) ] - 過去 7 日間のクイック入金相当額合計

※ 詳細な事例については当社ホームページの FAQ をご参照ください。

## 16. 分別管理

### (1) 法定通貨（円貨）の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした法定通貨（円貨）と当社の固有財産である法定通貨（円貨）とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ お客様からお預かりした円貨は、SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

### (2) 暗号資産の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした暗号資産と当社の固有財産である暗号資産とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ 当社は、当社自身が保有する暗号資産の管理用のウォレットとお客様用のウォレットを区別したうえで、ブロックチェーン上においても当社自身が保有する暗号資産とお客様が保有する暗号資産を区分して管理しております。
- ・ 当社は、暗号資産の保管の方法として、「コールド・ウォレット」と「ホット・ウォレット」の両方式を採用しております。
- ・ コールド・ウォレット方式とは、インターネット等の外部ネットワークから切り離された環境下にて暗号資産を保管するものとなっています。
- ・ ホット・ウォレット方式とは、インターネット等の外部ネットワークに接続された環境下にて暗号資産を保管するものです。こちらはお客様からの暗号資産の出庫指示等に迅速に対応する為の方式です。なお、外部ネットワークに接続していますので、保管数量は必要最低限とし、又、最善のセキュリティ対策を施しています。
- ・ お客様からお預かりした暗号資産は、原則、コールド・ウォレットにて保管し、出庫等に対応する場合のみお預かりしている各暗号資産の総量の 5% を上限にホット・ウォレットにて保管することといたします。

### (3) お客様の財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

- ・ お客様の財産である金銭及び暗号資産については、その送付のために必要な設備を設け、係る設備を運用するために十分な人員を確保しております。
- ・ 暗号資産の送付に必要な秘密鍵の運用方法については厳格な基準を社内規則により制定しております。

### (4) サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

サイバー攻撃等の結果、当社の責めに帰すべき事由により利用者から預託を受けた暗号資産が漏えいした場合には、法令に従い利用者が被った損害を賠償いたします。賠償を行う場合には、個別具体的な漏えい事案に応じ、可及的速やかに賠償を実施いたします。賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的な漏えい事案に応じて速やかに実施することとし、

損害賠償の発生時点において、漏えいした暗号資産の種類、その調達の困難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を勘案して、金銭又は暗号資産若しくはその他の方法により決定いたします。

## 17. ステーキングについて

当社では特定の銘柄を対象としてステーキングを実施しています。

ステーキングとは、ブロックチェーンの安定稼働に貢献することの対価として報酬を受け取ることができる仕組みであり、当社が受領するステーキング報酬の75%をお客様の報酬として暗号資産を付与するものです。当該サービスはお客様のお申し込みは不要であり、対象銘柄を保有する全てのお客様を対象といたします。

対象銘柄は当社の任意により決定します。

取扱い中の対象銘柄及びステーキングサービスは当社の判断で停止、又は終了することがございますので予めご了承ください。

ステーキングに係る条件等の詳細は以下のとおりです。

対象銘柄	カルダノ (ADA)、テゾス (XTZ)、ポルカドット (DOT)、アバランチ (AVAX) ソラナ (SOL)、イーサリアム (ETH)、オアシス (OAS)、コスモス (ATOM)、エックスディーシー (XDC)、フレア (FLR)、アプトス (APT)、ヘデラ (HBAR)、ニア (NEAR)、トンコイン (TON)、スイ (SUI)、ترون (TRX)、アルゴランド (ALGO)
報酬付与対象者	本サービスで対象銘柄を保有する全てのお客様
報酬額算定対象期間	毎月1日から当月最終日まで
報酬付与方法	対象期間の日締め処理時（毎取引日の6時59分）の平均保有数量を基に当社受取報酬の75%を按分した数量をそれぞれのお客様の口座に入庫
報酬付与日	翌月15日までに付与
報酬の単位	0.000001ADA 単位、0.000001XTZ 単位、0.000001DOT 単位、0.000001AVAX 単位、0.000001SOL 単位、0.000001ETH 単位、0.000001OAS 単位、0.000001ATOM 単位、0.000001XDC 単位、0.001FLR 単位、0.000001APT 単位、0.000001HBAR 単位、0.000001NEAR 単位、0.000001TON 単位、0.000001SUI 単位、0.000001TRX 単位、0.000001ALGO 単位
申込	申込不要

各対象銘柄の見込み報酬額（年率表示）については当社 VCTRADE サービスページなどで記載しておりますのでご参照ください。

## 18. 手数料等

### (1) 現物取引

#### ① 販売所取引（店頭取引）

現物取引手数料	無料
クイック入金手数料	無料※1
出金手数料	無料※1
暗号資産出庫手数料	無料※1
積立サービス利用手数料	無料※1

※1：②取引所取引（板取引）と共通

②取引所取引（板取引）

メイカー手数料率	-0.01%
テイカー手数料率	0.05%

※ メイカーとは板に出していない注文を新たに並べる取引参加者のことを指し、テイカーは既に板に並んでいる価格で注文を出す取引参加者のことを指します。

※ メイカー手数料にはマイナス手数料を採用し、メイカーとして約定した場合、約定代金に応じて当社からお客様にお支払いいたします。

※ 指値注文が約定した場合は全てメイカー手数料が適用されます。

(2) レバレッジ取引

レバレッジ取引手数料	無料（別途ファンディングレート（円）が発生します。詳細は（3）ファンディングレートをご覧ください）
クイック入金手数料	無料
出金手数料	無料
暗号資産出庫手数料	無料

(3) ファンディングレート（レバレッジ取引）

お客様のレバレッジ取引による建玉ごとに毎日ファンディングレート（円）が発生します。

ファンディングレート（円）は、毎日算出し、当社ホームページにて公表したファンディングレートは、当該日の日締め処理時（公表日の翌朝 6 時 59 分）のポジションをロールオーバーした時に適用されます。

ファンディングレートは、カバー先との間で受払いを行うファンディングレート等を基に当社が算出した料率を、1 日毎に適用します。

なお、算出結果が正の値の場合は、ファンディングレート（円）をお客様から徴収、負の値の場合はファンディングレート（円）をお客様に付与いたします。

※上記により算出された各銘柄、建玉ごとのファンディングレートは当社ホームページにて公表します。【 <https://www.sbivc.co.jp/leverageCost> 】

(4) ステーキング

手数料は無料となります。

(5) 誤入庫等の回復措置

お客様の暗号資産の誤入庫等について、当社は、お客様から誤入庫等の取消・回復（以下「回復措置」といいます。）のご依頼があった場合、回復措置の可否について調査を行います。

回復措置が可能であると当社が判断した場合、当該回復措置手数料の料金をお客様にお伝えし、回復措置の実施にご同意の後、回復措置を実施いたします。回復措置の実施後に回復措置手数料をお客様にお支払いいただきます。

回復措置手数料	原則 110,000 円相当の暗号資産 ※金額は回復措置実施日の前営業日の当社販売所クローズレート （当社販売所で取り扱いがない銘柄は当社取引所クローズレ
---------	---

	ト)を参照して算出します。 ※当社で取り扱いがない銘柄は、110,000円の金銭 ※必要となるシステム開発等により、個別事案毎に別途見積もらせていただく場合がございます。
--	---

## 19. 口座の解約

- (1) 当社において本口座を開設することにより、契約期間には特段の定めなく、本取引を継続的に・反復して実行することを内容とする契約が締結されたものとします。
- (2) お客様が当社に開設した本口座の閉鎖をされることにより、当社とのお取引は終了します。
- (3) 本口座閉鎖後は日本円の入出金、暗号資産の出庫はできなくなります。よって、本口座閉鎖までにお客様で所有されている暗号資産や日本円につきましては出金・出庫手続きをしていただけますよう、お願いいたします。
- (4) 解約のお手続きの時点で、お客様の当社における口座にお預けの各暗号資産について、その残高が取引の最小単位に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。
- (5) 本口座の閉鎖を希望されるお客様は、本サービスで別途定める手続きにより、本契約を解約し、本口座を閉鎖することができます。

## 20. お客様アカウントについて

### (1) パスワードを忘れた場合

パスワードを忘れた場合は、本サービス所定の方法より再設定をお願いいたします。

### (2) パスワードロック

パスワード入力を所定回数以上間違えますとパスワードロック状態となり、操作ができなくなります。パスワードロックを解除するためには、ログイン画面から上述の「パスワードを忘れた場合」と同様の手順によりパスワードの再発行を行ってください。

## 21. お取引履歴及びお預かり残高ご確認

お客様の金銭の入出金、暗号資産の送受信、暗号資産の売買のすべてのお取引履歴はログイン後の画面メニューから365日24時間（メンテナンスによるサービス停止時間を除きます。）ご確認いただくことができます。

## 22. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

当社は、暗号資産の移転を記録するブロックチェーンの分岐を試みる計画されたハードフォーク及びハードフォークにともない新たに発生する暗号資産（以下「新コイン」といいます。）について、「ハードフォーク対応方針について」を定めております。

### (1) お客様への伝達方法

- ・ 取り扱っている暗号資産で大規模な分岐が発生することが判明し、お客様への情報提供が必要と当社が判断した場合には、速やかに情報提供を実施します。お客様への情報提供は、当社ホームページのお知らせ欄への掲載を原則としますが、情報の重要度に応じて、適宜、メール送信、X（エックス＝旧 Twitter）等の当社が日常的にお客様とのコミュニケーション・ツールとして利用しているツールへの配信な

ども組み合わせて、お客様へ適切に情報が伝達されるように努めます。

- (2) 大規模な分岐発生時の停止措置等について
  - ・ ハードフォークの発生に伴い、当社は、当社の定める期間、暗号資産の売買及び送受信等の業務の一部又は全部を一時停止又は制限することがあります。
  - ・ ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動によるお客様の損失については、当社は責任を負わないものとします。
- (3) 新コインの利用者への付与について
  - ・ 当社は、原則として、お客様へ新コインを付与しない方針といたします。

### 2.3. 課税上の取扱い

本取引で発生した利益は、所得税の課税対象であり事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

### 2.4. 本取引におけるリスク

暗号資産関連の取引には、預貯金やMMF等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本取引を行うにあたり、本暗号資産取引説明書を本サービス総合約款とともに十分にお読みいただき、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただく必要があります。又、暗号資産取引の特徴、仕組み及びリスク、ならびに取引の特徴や条件を把握し、以下の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、ご自身の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。

#### (1) 価格変動リスク

- ・ 本サービスで取引に供される暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではなく、又、特定の国家、あるいは公的機関でその価値が保証されたものではありません。
- ・ 暗号資産の価値は、日々刻々と変動しています。それは、単純な需給関係に加え、マクロ経済的な要因、法定通貨や証券市場や商品市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、他の類似の暗号資産の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受け、変動する可能性があります。
- ・ そのため、お客様が保有する暗号資産の価値やお客様の暗号資産取引の価格が急激に変動又は下落する可能性があります。そして、暗号資産の価値がお客様の購入時の価格を下回る、あるいは無価値になる可能性があることも重ねてご認識下さい。
- ・ 暗号資産の売買市場では24時間常に交換レートが変動している（一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があります。
- ・ 当社はシステムのメンテナンス或いは取引の異常その他の理由で営業を行わない時間帯を設定します。当該営業時間外で暗号資産の価格が大きく変動する場合もあり得ます。当社は、当社の営業時間外でお客様が暗号資産の取引ができない場合であっても、当社は責任を負いかねますので予めご了承ください。

#### (2) 流動性リスク

- ・ 当社がお客様に提示するレートには、Ask 価格と Bid 価格の差（スプレッド）があります。スプレッドは暗号資産の価格の急変時や流動性の低下時には拡大すること

があり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。

- ・ 市場動向や取引量等の状況により、例えば、注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が不可能、若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。そのような状況が発生した場合、当社として、最小取引額、最大取引額、売買単位その他注文内容に制限を設ける場合があります。

(3) 規制リスク

- ・ 暗号資産の取引は、政治的情勢の変化及び各国政府・自主規制機関の法令、規制若しくは税制等により影響を受けるおそれがあります。

(4) サイバー攻撃のリスク

- ・ 暗号資産は、インターネット上の「電子的な記録」であることからサイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性があります。
- ・ 当社では、そのような事象を想定して十分なセキュリティ対策を実施しておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、サーバー等の稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うこともあり得ます。
- ・ 本サービスの利用に係る口座番号等は、盗難又は第三者への漏えいのないよう、お客様がご自身の責任で管理する必要があること、第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負うことを、予めご認識ください。

(5) システムリスク

- ・ 「(4) サイバー攻撃のリスク」を含め、電力やネットワークなどの外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、取引に支障が生じる、或いは、当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害などにより取引が行えず、お客様が機会損失を被る可能性もございます。当社としましては、お客様の機会損失には責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・ 当社のシステムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性もございます。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取り消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。

(6) ブロックチェーン（決済完了性）によるリスク

- ・ 暗号資産の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。当社内における暗号資産の現物取引の約定の際には、ブロックチェーンでの取引認証は必要としておりませんが、当社とお客様との間の暗号資産の移転（送受信等）においては、この認証が必要となります。そのため、ブロックチェーンにおいて十分な取引確認がとれるまで、お客様の取引が口座残高へ反映されない可能性や、当社とお客様との間の暗号資産の移転がお客様の期待する時間内に完了しない可能性、また、ブロックチェーン上での認証が否決され、お客様の取引がキャンセルされる可能性があります。

(7) ハードフォークによる分岐リスク：

- ・ ハードフォークにより暗号資産が分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、当社の判断で分岐前の暗号資産の出庫を一定期間制限することや取引を一時中断することがあります。
- ・ また、ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合、その取扱い方法は当社の判断で定めるものとし、原則として、分岐した暗号資産を付与いたしません。

- ・ ハードフォークに関連する出庫又は取引の一時中断、分岐した暗号資産の付与が行われなかったことにより、お客様に発生したいかなる損失も当社は責任を負いません。
- (8) 51%リスク：
- ・ ブロックチェーン上の認証作業（マイニング）について、悪意ある者がマイニング計算量の 51%以上のシェアを有した場合、暗号資産の認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。
- (9) 破綻リスク
- ・ 外部環境の変化等によって当社の事業そのものが、継続できなくなるリスクがあります。万が一、当社が事業を継続できなかった場合、お客様の資産についての対応については、破産法、会社更生法、民事再生法、会社法等の諸法令に基づき手続きが行われます。
  - ・ 当社は、お客様からお預かりした資産については、金融商品取引法及び資金決済法の定めに従って、自己の資産とは分別して管理しており、信託保全等の措置をとっておりますが、万が一、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。
- (10) レバレッジによるリスク
- ・ レバレッジ取引は、レバレッジ効果により当社に差し入れた証拠金の何倍もの規模の元本金額の取引が可能となっています。このため、少額の証拠金により小さな価格変動であっても大きな利益を得ることが可能である一方、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。
  - ・ レバレッジ取引では、暗号資産現物資産<sup>2</sup>をレバレッジ取引の証拠金として預け入れることが可能となっています。このため、現物暗号資産と同じ暗号資産をレバレッジ取引で買いのポジションを保有した場合、市場の下落局面では現物暗号資産の下落に加えレバレッジ取引の評価損も発生し、想定以上の損失を被る可能性があります。
- (11) スリッページリスク：
- ・ ストリーミング注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差（スリッページ）は、お客様が発注される端末（PC やスマートフォン）と当社システム間の通信及び、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
  - ・ ストリーミング注文では、約定処理を行うサーバーに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効される場合があります。
- (12) 逆指値注文及びロスカットに係るリスク
- ・ 逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じる場合があります。逆指値注文においては、買い注文の場合は Ask 価格がお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合は Bid 価格がお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新価格で約定します。従って、お客様の指定した価格と同一の

<sup>2</sup> 本サービスで現物取引を取扱う暗号資産に限ります。



任において行うものであるため、本サービス総合約款のみに依拠することなく、適宜、ご自身の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行うことが肝要であることを、予めご認識ください。

## 25. 苦情及び紛争の相談窓口

当社は資金決済に関する法律第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条、並びに金融商品取引法第37条の7及び金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の2に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

### (1) 基本方針

- ・ 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、苦情等の取扱いに当たっては、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。
- ・ お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。
- ・ お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。
- ・ 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。
- ・ お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。
- ・ 社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図ります。

(2) 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情・紛争処理規程」を定めています。当社の苦情及び紛争の対応につきましては、通常のお問い合わせ担当者とは別に、当社の「苦情等処理担当者」よりお客様にご連絡をさせていただき、ご本人確認をさせて頂いた上で、苦情等の内容をお伺いして適切に対応をさせていただきます。

(3) 当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。

- ・ お問い合わせフォーム：[https://www.sbivc.co.jp/faqs/form\\_top](https://www.sbivc.co.jp/faqs/form_top)
- ・ 有人チャット (<https://www.sbivc.co.jp/faqs>)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日10時00分～17時00分、土日祝・年末年始を除く)
- ・ 電話：03-6736-3790 (月曜日～金曜日午前10時～午後5時(祝日・年末年始を除く))
- ・ 担当部署：  
企画営業部

〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
SBI VC トレード株式会社内

- (4) 当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しており、当社の暗号資産交換業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁（紛争解決）センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。

東京弁護士会

紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588

月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

- (5) 暗号資産交換業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、当社の暗号資産交換業に係る苦情を受け付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階

電話番号：03-3222-1061

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（祝日・年末年始を除く）

- (6) 金融商品取引業に係る指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）では当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引業に係る苦情を受付けております。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

所在地：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館（東京本部）

電話番号：0120-64-5005

月曜日～金曜日午前 9 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

（2026 年 4 月 22 日現在）

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

## 電子決済手段取引説明書 (VCTRADE サービス)

## 電子決済手段取引説明書 (VCTRADE サービス)

SBI VC トレード株式会社

お客様が、SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）と電子決済手段の売買（以下、「本取引」といいます。）に係るサービス（サービス名称：VCTRADE。以下「本サービス」といいます。）をご利用されるにあたっては、本電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス）（以下「本電子決済手段取引説明書」といいます。）をサービス総合約款（VCTRADE サービス）（以下「サービス総合約款」といいます。）とともに十分にお読みいただき、その内容をご理解いただく必要がございます。

電子決済手段関連の取引には様々なリスクが存在しますので、電子決済手段関連の取引の特徴、仕組み及びリスクについてご理解いただき、リスク等の受容に異議なくご承諾の上、お客様ご自身の責任とご判断において、自己の計算により取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本電子決済手段取引説明書は、サービス総合約款とともに、本取引に係る契約を締結しようとするお客様に対し、資金決済に関する法律第 62 条の 12、第 62 条の 17 第 1 項、電子決済手段取引業者に関する内閣府令 43 条 1 号の規定、及び金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、予めご説明するための書面となります。

なお、契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引報告書電子決済手段や法定通貨の入出金に係る通知及び書面、取引の履歴等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、お客様はお取引の都度、ご自身にて約定のご確認をいただくようお願いいたします。

### ■当社の商号及び住所並びに登録番号

SBI VC トレード株式会社

【本社】〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3247 号

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00011 号

電子決済手段等取引業者 関東財務局長第 00001 号

### ■加入する協会

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

■当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無  
無し

《本取引のリスク等重要事項について》

1. 電子決済手段と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社の取り扱う電子決済手段は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。

また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. 本取引について

- (1) 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社と相対して電子決済手段の売買を行う販売所取引（店頭取引。現物取引のみ）になります。
- (2) 本取引において取り扱う電子決済手段についての詳細は、「取扱電子決済手段の概要書」をご参照ください。なお、当社の行う電子決済手段の売買等は、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務ではありません。また、当社は本取引の対象となる電子決済手段の発行者ではなく、お客様に対して償還義務を負う立場にはありません。
- (3) 当社の提示価格にはお客様による買付価格（以下、「Ask」又は「Ask 価格」といいます。）とお客様による売付価格（以下「Bid」又は「Bid 価格」といいます。）の差（スプレッド）があり、スプレッドは電子決済手段の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
- (4) 電子決済手段の価値は、電子決済手段の発行者が有する裏付けとなる資産の価値に基づいており、発行者が当該電子決済手段の償還に応じることを前提として維持されています。そのため、電子決済手段の価値は基本的に安定したものとなると考えられますが、天災地変、戦争、政変、規制強化、また、予期せぬ特殊な事象などにより電子決済手段の発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出し若しくはその価値が消失するなどした場合には、当該電子決済手段の価格が急激に下落する可能性があります。結果として、電子決済手段の価値が購入時の価格を大きく下回るおそれがあります。そのため、本取引は、取引対象である電子決済手段の価格の変動により損失が生ずるおそれがあります。
- (5) 外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。
- (6) 本取引の取引システム又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動せず、処理の遅延や注文の発注、約定、確認及び取消等が行えない事態が生じ、これにより損失が生じる可能性があります。
- (7) 外部環境の変化（電子決済手段に対する法規制の強化を含みます。）、当社や電子決済手段の発行者の財務状況の悪化、委託先等の破綻等によって、当社や電子決済手段の発行者の事業が継続できなくなる可能性があります。当社や発行者が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。
- (8) お客様からお預かりした法定通貨及び電子決済手段は、当社の法定通貨及び電子決済手段と分別して管理しています。
- (9) 当社の区分管理は下記のとおりです。

法定通貨（円貨）：SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分

管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

電子決済手段：インターネット等の外部のネットワークに接続されていないコールド・ウォレットにて、それぞれお客様ごとの持ち分がデータ上直ちに判別できる状態で管理しております。

- (10) 本取引に係る手数料の詳細については、「14. 手数料等」をご参照ください。
- (11) お客様は、当社及び電子決済手段の流動性供給者、又は当社預入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、お客様資産の出金・出庫が遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。また、ウォレットの状況、電子決済手段のブロックの生成状況その他の送信の状況等により電子決済手段の出庫が遅延する場合や、ブロックチェーンで当該電子決済手段の送受信に係る取引がキャンセルされた場合、お客様資産の出庫が遅延することで、損失が生じるおそれがあります。
- (12) 苦情及び紛争（以下「苦情等」といいます。）に関する相談先は「21. 苦情及び紛争の相談窓口」をご参照ください。

※本取引に係るリスクについて、詳しくは、「20. 本取引におけるリスク」をご参照ください。

■ 電子決済手段を利用する際の注意点

- ・ 電子決済手段は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。インターネット上でやりとりされる電子データです。
- ・ 電子決済手段は、価格が変動することがあります。電子決済手段の発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出し若しくはその価値が消失するなどした場合には、当該電子決済手段の価格が急落したり、無価値になってしまうことなどにより損失を被る可能性があります。また、外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。
- ・ 当社が倒産した場合には、預託された金銭及び電子決済手段を返還することができない可能性があります。また、電子決済手段の発行者が倒産した場合には、お客様が保有する電子決済手段の償還を受けられない可能性があります。
- ・ 電子決済手段は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。
- ・ 電子決済手段等取引業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者であることを確認してください。
- ・ 電子決済手段の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容をよく理解し、ご自身の判断で行ってください。
- ・ 詐欺的なコインに関する相談が増えています。電子決済手段を利用したり、電子決済手段等取引業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法に御注意ください。

■ 電子決済手段取引のリスクについて

- ・ 電子決済手段取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に電子決済手段取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。本電子決済手段取引説明書及びサービス総合約款をお読みの上、電子決済手段取引のリスク、仕組み、特徴について十分に理解し、納得された上で本取引を開始していただきますようお願いいたします。

## 本取引のルール及び概要

電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等

### 当社と電子決済手段の発行主体の相違

当社は本取引の対象となる電子決済手段の発行者ではなく、お客様に対して電子決済手段の償還義務を負う立場にはありません。

### 当社に対して預託された外国電子決済手段の買取措置

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第6号イの規定に基づき、当社は本取引の対象となる外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第5号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同じです。）を当社に預託しているお客様に対し、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合の措置として、当該外国電子決済手段の額面額（1外国電子決済手段につき1米ドル）での買取りを行います。為替レートについては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社等の配信する為替レートを用いるものとします。

### 外国電子決済手段の預託及び販売の制限

当社は、以下のとおり、当社に対する外国電子決済手段の新規預託及び外国電子決済手段の新規販売を制限する場合があります。

取引制限開始事由	制限される取引の内容	取引制限期間
①外国電子決済手段についてディペッグ（外国電子決済手段と価値連動するものとされている外国通貨と当該外国電子決済手段の実勢価格に0.03%以上乖離が起きた状態をいう。以下同じ。）が発生し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知したとき（以下「取引制限開始事由①」という。）	・当該外国電子決済手段の新規預託（ただし、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接預託することは可能）※	取引制限開始事由①の発生後、ディペッグが解消されたと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間
②当社が預託を受けている外国電子決済手段の総額（以下「預託総額」という。）が、本サービスの定める預託上限額（以下「預託上限額」という。）を超過し、かつ、当社がその旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は	・当該外国電子決済手段の新規預託※ ・当該外国電子決済手段の新規販売	取引制限開始事由②の発生後、預託総額が預託上限額を十分に下回る状態になったと当社が判断し、かかる旨をお客様に当社ホームページへの掲載又は電子メール等により告知するまでの間

電子メール等により告知したとき（以下「取引制限開始事由②」という。）		
------------------------------------	--	--

※ 制限期間中にお客様が外部のウォレットアドレスから当社の管理するウォレットアドレスに当該外国電子決済手段を移転（入庫）させたとしても、お客様から預託を受けたものとして取り扱いません。

#### 当該買取りを行うために必要な資産の保全等の措置

当社は、発行者を委託者とし、当社に対して外国電子決済手段を預託しているお客様を受益者とする金銭（米ドル）信託を行うことにより、当該買取りに必要な資産を保全いたします。外国電子決済手段の発行者による償還が困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合は、当該買取りの対価として、当社に対して外国電子決済手段を預託しているお客様に当該信託に係る信託財産を速やかにお支払いします。なお、当該お支払いは円貨にて行うものとし、当該お支払いに際し、当社は両替費用（米ドルを日本円に両替するための費用）、その他当該お支払に必要な事務手続にかかる費用をお客様にご負担いただきます。

#### 取引の態様

取引の態様は、

- ① 資金決済法第2条第10項第1号に定義する電子決済手段の売買
- ② 資金決済法第2条第10項第3号に定義する利用者の電子決済手段の管理となります。

#### 取引方式

本取引は現物取引により行われます。現物取引は、当社が提示した価格で当社自身がお客様の相手方となり、売買を成立させる販売所取引（店頭取引）となります。当社は、販売所取引（店頭取引）における現物取引に関して、価格変動リスクを軽減するために、カバー取引を行っております。当社の判断での下記のカバー先（電子決済手段の流動性供給者）との取引となります。

・ Circle Internet Financial, LLC

取扱電子決済手段に関する説明

電子決済手段の名称等

電子決済手段の名称	発行者の情報	発行者の代表者
ユーエスディーシー (USDC)	名称： Circle Internet Financial, LLC（以下「Circle社」） 所在地： 米国 マサチューセッツ州	Jeremy Allaire

発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

銘柄	償還請求権の内容及びその行使に係る手続
USDC	USDC の保有者は、発行者（Circles 社）から 1USDC につき 1 米ドルの償還を受けることが可能である。USDC の保有者が償還を希望する場合、発行者により当該保有者の USDC トークンが削除（burn）され、当該保有者の口座に法定通貨が送金される。

※ なお、後記「7. 取引価格」のとおり、お客様は当社との間で販売所取引が可能であり、当該販売所取引を通じて電子決済手段を換金することができます。

取扱電子決済手段の詳細

取引の対象となる電子決済手段銘柄（銘柄ペア）、取引単位、呼値の単位、一回あたりの最小、最大注文数量は下記のとおりです。

銘柄ペア	取扱単位	呼値の単位	1 回あたり 最小発注数量	1 回あたり 最大発注数量
USDC/JPY	0.01	0.001	1.00	100 万円相当額

※1 回あたりの最大発注数量については、市場の状況等を踏まえ、当社の判断で臨時に引き下げる措置を講じる場合があります。又、当該措置を講じる場合は、当社ホームページ等でお客様へは事前に告知いたします。

※「銘柄ペア」とは、本サービスで取り扱う電子決済手段に対して決済出来る「法定通貨」のペアを意味しています。

取扱電子決済手段の概要

当社ホームページに掲載の「電子決済手段の概要説明書」をご参照ください。

取引価格

販売所取引（店頭取引）

お客様は、1USDC=1USD として円換算した価格に基づいて当社が提示する Ask 価格で買い付け、Bid 価格で売り付けることができます。なお、当社が提示する Ask 価格と Bid 価格との間には、一定のスプレッドを設けます。スプレッドは、価格提示時点の市場実勢に基づいて当社が決定します。また、円換算にあたっては、SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レートを用います。

銘柄	販売所価格	円換算に用いる基準
USDC	1USDC=1USD として円換算した価格に基づき、当社が提示する Bid 価格及び Ask 価格	SBI リクイディティ・マーケット株式会社の配信する為替レート

相場急変時や、LP 等の状況に変更が生じたことにより、LP 等から有効な価格を安定的に受信できなくなった場合や、LP 等からの配信価格が市場実勢を反映していないと当

社が判断したときなどには、価格の配信を停止することがあります。価格の配信停止後、LP 等から有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

#### 取引時間

- ・ 取引は 24 時間 365 日可能です。ただし、毎週水曜日 12:00~13:00 のメンテナンス時間（以下「週次メンテナンス」といいます。）は取引できません。
- ・ 臨時にメンテナンスを実施する場合も取引はできません。その場合は、当社ホームページにてご案内いたします。
- ・ 本取引における 1 日の区切り（計算区域）は午前 7:00~翌午前 6:59 となります。また、1 週間の区切りは月曜午前 7:00~翌月曜午前 6:59 となります。
- ・ 前記「1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等」（3）のとおり、外国電子決済手段に取引制限開始事由②が発生した場合、取引制限期間中、お客様は当該外国電子決済手段を新たに当社で購入することはできませんので、ご注意ください。

#### 注文の種類・指示・方法

注文の種類は、以下のとおりとなります。

##### 販売所取引（店頭取引）

ストリーミング注文	レートが連続的に取引画面に提示され、お客様は任意のタイミングでそれをクリックすることにより発注が可能となる注文で、スリッページ幅内の価格で約定します。また、スリッページの設定幅は、呼値の単位×30,000 の値で固定しています。ただし、PC 版の VCTRADEweb で注文を行う場合は、お客様は任意の幅でスリッページを設定でき、設定したスリッページ幅内の価格で注文が約定され、設定幅を超えた注文は失効します。
指値注文	お客様が価格を指定して発注する注文です。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 なお、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。
逆指値注文	お客様が価格をトリガーとなる価格を指定し、その価格を超えたら買い、その価格を下回ったら売り、の約定が成立する指値注文です（通常の指値注文とは売り買いを逆に発注します）。なお、週次メンテナンス後に当社が初めて配信する価格が、指定した価格より有利な価格の場合には、指定した価格ではなく、当該週次メンテナンス明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 また、お客様の誤発注を防止するため、発注時点の実勢価格から 80%以上乖離した発注は行えません。

### 注文の指示・方法

注文の指示・方法については以下のとおりとなります。

- ・ 注文方法は、電子決済手段取引システム（以下「本取引システム」といいます。）でのみ行うことが可能であり、電話、ファックス、電子メール等のその他の手段による注文及び変更・取消はできません。
- ・ 外国電子決済手段の注文は、1回あたり100万円相当額に制限されます。
- ・ 指値注文、逆指値注文は、現在価格と注文価格が当社の定める基準よりも大きく乖離している場合は注文いただけません。
- ・ 成行注文、指値注文の有効期限はありません。ただし、本サービスの更新等により注文が取消されることがあります。
- ・ 指値注文・逆指値注文は、訂正（金額・数量）及び取消が可能です。注文の成立と訂正又は取消が同時に行われ、注文が成立した場合は、注文の成立が優先されますので、ご了承ください。
- ・ 当社のシステム障害やLP等の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。
- ・ また、販売所取引（店頭取引）の場合にはお客様と当社の間で取引が行われることから、一般的に利益相反が生じる可能性は否定できません。当社では、出来るだけ公正な価格の安定的な提示やリスク評価から妥当と目されるレベルのスプレッドの設定等に努めることにより利益相反が生じる可能性を可能な限り減ずるよういたします。

### 取引方法について

- ・ 本取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。
- ・ 本サービスの推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。なお、本サービスの推奨環境を満たしていても、ご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。
- ・ 本取引システムを利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

### 金銭・電子決済手段の入金・出金、入庫・出庫、預託、移転等

#### 金銭（法定通貨）

クイック入金 最低入金額（1回当たり）	1,000円
出金最低額（1回当たり）	1,000円

#### 電子決済手段の入出庫

銘柄	入出庫に係る小数点以下の有効桁数	出庫最高額（1回当たり）
USDC	6桁	100万円に相当する額

(注) お客様は、当社に対して電子決済手段の出庫指図を行う場合、出庫先に係るブロックチェーンを選択するものとし、当社はこれに従い出庫を行うものとします。当該出庫に当たり当社がお客様から受領する手数料は以下のとおりです。なお、同じ銘柄の電子決済手段であっても、異なるブロックチェーンの間でこれを移転させることはできませんので、出庫先に係るブロックチェーンの選択の際はご注意ください。

銘柄	対応ブロックチェーン	出庫手数料
USDC	ETH	無料

#### クイック入金に係る出金・出庫の制限について

当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）及び不正な入出金への対応のため、クイック入金相当額の出金及び出庫を7日間制限しています。

- ・ 過去7日間のクイック入金相当額（総額）が出金及び出庫の制限の対象となります。制限期間中は、当該相当額分の出金・出庫予約が出来ません。
- ・ 入金日を含む7日間経過後、8日目の朝7時に制限が解除され、出金・出庫予約が可能となります。
- ・ 日本円の入金に伴う制限ですので、電子決済手段の入庫については制限対象外となります。
- ・ 当社におけるその他のVCTRADE サービス（現物などの取引）には影響はございませんので、クイック入金直後から通常通りお取引出来ます。

#### <出金可能額・出庫可能数量の計算式>

出金可能額 = 保有している日本円総額と下記の移動上限額のいずれか低い金額

出庫可能数量 = 保有している電子決済手段の総額と下記の移動上限額のいずれか低い金額に相当する数量（なお、前記（2）のとおり、1回あたりの出庫可能数量は100万円相当額に制限される旨、ご注意ください。）

移動上限額 = 純資産額 [ 預託金残高 + 評価損益（円換算された金額） ] - 過去7日間のクイック入金相当額合計

※ 詳細な事例については当社ホームページのFAQをご参照ください。

#### 外国電子決済手段の預託制限について

前記「1. 電子決済手段等取引業と電子決済手段の発行者が行う業務との誤認を防止するための説明及び外国電子決済手段に係る買取措置等」（3）のとおり、外国電子決済手段に取引制限開始事由①又は②が発生した場合、取引制限期間中、お客様は当該外国電子決済手段を新たに当社に預託することはできませんので、ご注意ください。ただし、取引制限開始事由①が発生した場合において、お客様が当社から販売所取引（店頭取引）において購入した外国電子決済手段を直接当社に預託するときは、この限りではありません。

#### 100 万円超の外国電子決済手段の預託の制限について

お客様が当社に預託した外国電子決済手段の金額が 100 万円相当額を超える場合、当社は、当該外国電子決済手段が送金手段として利用されるものかどうかを確認します。当該確認の結果、当社が必要と認める場合、当該外国電子決済手段について、当社によるお客様からの買取りその他の方法により、その寄託状態を解消させていただきますので、ご了承ください。

#### 電子決済手段の移転手続等

当社がお預かりするお客様の電子決済手段の移転方法については、本サービスの所定の方法にて行ってください。詳細は本サービス FAQ をご確認ください。

(<https://www.sbivc.co.jp/faqs/content/y1h5b8lt8r>)

なお、当社は、1 回あたり 100 万円相当額を超える額の外国電子決済手段の移転のご依頼（外国電子決済手段の売買に伴い、お客様がご自身又は当社に当該外国電子決済手段を移転させることを内容とするご依頼を含みます。）を受けることができませんので、ご留意ください。

#### 分別管理

##### 法定通貨（円貨）の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした法定通貨（円貨）と当社の固有財産である法定通貨（円貨）とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ お客様からお預かりした円貨は、SBI クリアリング信託株式会社を受託者として顧客区分管理の信託口座を開設し、当社の資産と分離して預託しております。

##### 電子決済手段の分別管理方法

- ・ 当社は、お客様からお預かりした電子決済手段と当社の固有財産である電子決済手段とを明確に区分し、それぞれのお客様からの預かり残高が直ちに判別できる状態で管理しております。
- ・ 当社は、当社自身が保有する電子決済手段の管理用のウォレットとお客様用のウォレットを区別したうえで、ブロックチェーン上においても当社自身が保有する電子決済手段とお客様が保有する電子決済手段を区分して管理しております。
- ・ 当社は、取引業府令第 38 条第 3 項の規定に従い、自己信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 3 条第 3 号に掲げる方法によってする信託）によりお客様から預かった電子決済手段を管理しています。また、電子決済手段の保管の方法として、「コールド・ウォレット」方式を採用しております。
- ・ コールド・ウォレット方式とは、インターネット等の外部ネットワークから切り離された環境下にて電子決済手段を保管するものとなっています。

##### お客様の財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

- ・ お客様の財産である金銭及び電子決済手段については、その安全管理及び送付のために必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。

- ・ 電子決済手段の送付に必要な秘密鍵の運用方法については厳格な基準を社内規則により制定しております。

#### サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

- ・ サイバー攻撃等の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた電子決済手段が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償いたします。
- ・ 賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的な漏えい事案に応じて速やかに実施することとし、損害賠償の発生時点において、漏えいした電子決済手段の種類、その調達の困難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を勘案して、金銭又は電子決済手段若しくはその他の方法により決定いたします。

#### 手数料等

##### 店頭取引

現物取引手数料	無料
クイック入金手数料	無料
出金手数料	無料
電子決済手段出庫手数料	前記「12. 金銭・電子決済手段の入金・出金・入庫・出庫」(2)ご参照

#### 誤入庫等の回復措置

お客様の電子決済手段の誤入庫等について、当社は、お客様から誤入庫等の取消・回復（以下「回復措置」といいます。）のご依頼があった場合、回復措置が可能であるか調査を行います。

回復措置が可能であると当社が判断した場合、当該回復措置手数料の料金をお客様にお伝えし、回復措置の実施にご同意の後、回復措置を実施いたします。回復措置の実施後に回復措置手数料をお客様にお支払いいただきます。

回復措置手数料	原則 110,000 円相当の電子決済手段 ※金額は、回復措置実施日の前営業日の当社販売所クローズレート（販売所で取り扱いがない銘柄は当社取引所クローズレート）を参照して算出します。 ※当社で取り扱いがない銘柄は、110,000 円の金銭 ※必要となるシステム開発等により、個別事案毎に別途見積もらせていただく場合がございます。
---------	---

#### 口座の解約

当社において本口座を開設することにより、契約期間には特段の定めなく、本取引を継続的に・反復して実行することを内容とする契約が締結されたものとします。

お客様が当社に開設した本口座の閉鎖をされることにより、当社とのお取引は終了します。

本口座閉鎖後は日本円の入出金、電子決済手段の出庫はできなくなります。よって、本口座閉鎖までにお客様で所有されている電子決済手段や日本円につきましては出金・出庫手続きをしていただけますよう、お願いいたします。

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

解約のお手続きの時点で、お客様の当社における口座にお預けの各電子決済手段について、その残高が取引の最小単位に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。その結果として、お客様に損失が生じる可能性があります。

本口座の閉鎖を希望されるお客様は、本サービスが別途定める手続きにより、本契約を解約し、本口座を閉鎖することができます。

お客様アカウントについて

パスワードを忘れた場合

パスワードを忘れた場合は、本サービス所定の方法より再設定をお願いいたします。

パスワードロック

パスワード入力を所定回数以上間違えますとパスワードロック状態となり、操作ができなくなります。パスワードロックを解除するためには、ログイン画面から上述の「パスワードを忘れた場合」と同様の手順によりパスワードの再発行を行ってください。

お取引履歴及びお預かり残高ご確認

お客様の金銭の入出金、電子決済手段の送受信、電子決済手段の売買のすべてのお取引履歴はログイン後の画面メニューから 365 日 24 時間（メンテナンスによるサービス停止時間を除きます。）ご確認いただくことができます。

電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応  
ハードフォークが生じた場合の発行者の対応方針

本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデートによる分岐現象（以下「ハードフォーク」といいます。）の実行が見込まれる場合における、当該電子決済手段の発行者における対応方針は次のとおりです。

電子決済手段の銘柄	発行者	対応方針
ユーエスディーシー ー (USDC)	Circle 社	<a href="https://www.circle.com/en/legal/usdc-terms">https://www.circle.com/en/legal/usdc-terms</a>

ハードフォークが生じた場合の当社の対応方針

当社は、本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークの実行が見込まれる場合の対応方針として、「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針」（[https://www.sbivc.co.jp/hardfork\\_policy](https://www.sbivc.co.jp/hardfork_policy)）を定めております。

お客様への伝達方法

- ・ 本サービスが取り扱う電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生することが判明し、お客様への情報提供が必要と当社が判断した場合には、発

行者の対応方針及びこれを踏まえた当社の対応方針につき速やかに情報提供を実施します。お客様への情報提供は、当社ホームページのお知らせ欄への掲載を原則としますが、情報の重要度に応じて、適宜、メール送信、X（エックス＝旧 Twitter）等の当社が日常的にお客様とのコミュニケーション・ツールとして利用しているツールへの配信なども組み合わせて、お客様へ適切に情報が伝達されるように努めます。

#### 課税上の取扱い

本取引で発生した利益は、所得税の課税対象であり事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

#### 本取引におけるリスク

電子決済手段関連の取引には、預貯金や MMF 等のお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本取引を行うにあたり、本電子決済手段取引説明書をサービス総合約款とともに十分にお読みいただき、それらの内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾していただく必要があります。又、電子決済手段取引の特徴、仕組み及びリスク、ならびに取引の特徴や条件を把握し、以下の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、ご自身の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。

#### 価格変動リスク

- ・ 本サービスで取引に供される電子決済手段は、本邦通貨又は外国通貨ではなく、又、特定の国家、あるいは公的機関でその価値が保証されたものではありません。
- ・ 電子決済手段の価値は、電子決済手段の発行者が有する裏付けとなる資産の価値に基づいており、発行者が当該電子決済手段の償還に応じることを前提として維持されています。そのため、電子決済手段の価値は基本的に安定したものと考えられますが、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受け、発行者の業務に変化が生じ、又は発行者が有する裏付けとなる資産が流出しも若しくはその価値が消失するなどした場合には、電子決済手段の価値が急激に下落する可能性があります。
- ・ そのため、電子決済手段の価値がお客様の購入時の価格を下回る、あるいは無価値になる可能性があることも重ねてご認識下さい。
- ・ 電子決済手段の売買市場では 24 時間常に交換レートが変動している（一部の休日等を除きます。）ことから、相場の変動等により、差損が発生するおそれ（価格変動リスク）があります。
- ・ 当社はシステムのメンテナンス或いは取引の異常その他の理由で営業を行わない時間帯を設定します。当該営業時間外で電子決済手段の価格が大きく変動する場合もあり得ます。当社は、当社の営業時間外でお客様が電子決済手段の取引ができない場合であっても、当社は責任を負いかねますので予めご了承ください。

#### 流動性リスク

- ・ 当社がお客様に提示するレートには、Ask 価格と Bid 価格の差（スプレッド）があります。スプレッドは電子決済手段の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。

- ・ 市場動向や取引量等の状況により、例えば、注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が不可能、若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。そのような状況が発生した場合、当社として、最小取引額、最大取引額、売買単位その他注文内容に制限を設ける場合があります。

#### 電子決済手段の移転の仕組み等が破綻するリスク

- ・ 電子決済手段の移転等を支えるコミュニティの崩壊、電子決済手段の発行者や管理者等の破綻その他の電子決済手段の移転の仕組みの破綻等により、電子決済手段の移転が不可能となり、電子決済手段の価値が失われる可能性があります。

#### 為替リスク

- ・ 外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。

#### 規制リスク

- ・ 政治的情勢の変化及び各国政府・自主規制機関の法令、規制若しくは税制等により、電子決済手段の取引に影響が生じたり、利用・保有が制限されるなどの影響を受けるおそれがあります。

#### 盗難等に伴うリスク

- ・ 当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された電子決済手段を紛失し、お客様への補填を行う必要が生じた場合、当社の財務状況が破たんし、お客様への十分な補填を行うことができないおそれがあります。

#### サイバー攻撃のリスク

- ・ 電子決済手段は、インターネット上の「電子的な記録」であることからサイバー攻撃等により、全部又は一部を消失する可能性、暗号化されたデータを復号するための情報が喪失したことにより移転が不能となり、電子決済手段が無価値となる可能性、当該情報を第三者に知られたことによるお客様の意思に反した電子決済手段の移転が行われる可能性があります。
- ・ 当社では、そのような事象を想定して十分なセキュリティ対策を実施しておりますが、予期せぬ大規模なサイバー攻撃等により、ネットワークの安全性や、サーバー等の稼働の安全性が脅かされる状況が予見される場合、当社の判断によりサービスの緊急停止を行うこともあり得ます。本サービスの利用に係る口座番号等は、盗難又は第三者への漏えいのないよう、お客様がご自身の責任で管理する必要があります。第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負うことを、予めご認識ください。

#### システムリスク

- ・ 「(7) サイバー攻撃のリスク」を含め、電力やネットワークなどの外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、取引に支障が生じる、或いは、当社のシステムの緊急メンテナンス・システム障害などにより取引が行えず、お客様が機会損失を被る可能性もございます。当社としましては、お客様の機会損失には責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・ 当社のシステムが算出している電子決済手段購入・売却価格が異常値となる可能性もございます。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取り消しさせていただくことがございますことを、予めご認識ください。

#### ブロックチェーン（決済完了性）によるリスク

- ・ 電子決済手段の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。当社内における電子決済手段の現物取引の約定の際には、ブロックチェーンでの取引認証は必要としておりませんが、当社とお客様との間の電子決済手段の移転（送受信等）においては、この認証が必要となります。そのため、ブロックチェーンにおいて十分な取引確認がとれるまで、お客様の取引が口座残高へ反映されない可能性や、当社とお客様との間の電子決済手段の移転がお客様の期待する時間内に完了しない可能性、また、ブロックチェーン上での認証が否決され、お客様の取引がキャンセルされる可能性があります。

#### 電子決済手段に係るブロックチェーンのハードフォークによる分岐リスク：

- ・ 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが生じる可能性があります。当該ハードフォークが生じた場合の発行者及び当社の対応方針については、前記「18. 電子決済手段に係るブロックチェーンについてハードフォークが発生した場合の対応」をご参照ください。

#### 51%リスク：

- ・ 電子決済手段に係るブロックチェーン上の認証作業について、悪意ある者が 51%以上のシェアを有した場合、電子決済手段の認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われるリスクがあることを、予めご認識ください。

#### 破綻リスク

- ・ 外部環境の変化等により発行者の事業そのものが、継続できなくリスクがあります。万が一、発行者が事業を継続できなくなった場合、発行者に適用のある法令による破産等の手続が行われます。この場合電子決済手段の価値の大幅な下落につながるおそれがあり、また、お客様が発行者から償還を受けることができなくなるなどの事象が生じ、お客様に損失が生じる可能性がございます。
- ・ 外部環境の変化等によって当社の事業そのものが、継続できなくなるリスクがあります。万が一、当社が事業を継続できなかった場合、お客様の資産についての対応については、破産法、会社更生法、民事再生法、会社法等の諸法令に基づき手続が行われます。
- ・ 当社は、お客様からお預かりした資産については、資金決済法の定めに従って、自己の資産とは分別して管理しており、信託保全等の措置をとっておりますが、万が一、当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

#### スリッページリスク

- ・ ストリーミング注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差（スリッページ）は、お客様が発注される端末（PC やスマートフォン）と当社システムとの通信及び、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ・ ストリーミング注文では、約定処理を行うサーバーに到達した時点から一定時間、

約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効される場合があります。

#### 逆指値注文に係るリスク

- ・ 逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合は Ask 価格がおお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合は Bid 価格がおお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新価格で約定します。従って、お客様の指定した価格と同一の価格配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。
- ・ 従って、市場価格が急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態でシステム・メンテナンス等による営業休止を経た場合で価格に乖離が発生する等により、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性（スリッページの発生）があります。逆指値注文は、一般的におお客様の損失を限定する効果があるものと考えられていますが、市場価格が急激かつ大幅に変動した場合（いわゆる「値飛び」の状態）、或いは、逆指値注文が出ている状態で週次メンテナンス（毎週水曜日 12 時 00 分～13 時 00 分）を挟み、取引再開時に価格乖離が発生する場合等においては、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

#### 当社の提示するレートに関するリスク

- ・ 当社では、LP 等から配信されるレートから当社で生成した独自のレートをお客様に提示します。そのため、当社が提示するレートは、LP 等や同業他社が提示しているレートや気配価格と必ずしも一致するものではなく、状況によっては大きくかい離する可能性もあります。その為、場合によっては、お客様にとって不利な価格で約定することがあることがあり得ます。
- ・ 相場の急変時や、LP 等の状況に変更が生じたことにより、LP 等から有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、LP 等からの配信レートが市場実勢を反映していないと当社が判断したときなどには、レートの配信を停止することがあります。そのような場合は、レートの配信停止後、LP 等から有効なレートの提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、かつそれらのレートが市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、当社としてのレートの配信を再開します。

#### その他リスク

- ・ 上記(1)から(15)に掲載する電子決済手段に伴うリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。電子決済手段が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起り得ること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、予めご認識ください。

また、電子決済手段の取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客様のご自身の判断と責任において行うものであるため、サービス総合約款及び本電子決済手段取引説明書のみならず、適宜、ご自身の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行うことが肝要であることを、予めご認識ください。

### 苦情及び紛争の相談窓口

当社は資金決済に関する法律第 62 条の 16 及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 42 条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情・紛争処理規程」を定めています。当社の苦情及び紛争の対応につきましては、通常のお問い合わせ担当者とは別に、当社の本社に設置する「苦情等処理担当者」よりお客様にご連絡をさせていただき、ご本人確認をさせて頂いた上で、苦情等の内容をお伺いして適切に対応をさせていただきます。

当社サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情等のお申立ては可能です。

- ・ お問い合わせフォーム：[https://www.sbivc.co.jp/faqs/form\\_top](https://www.sbivc.co.jp/faqs/form_top)
- ・ 有人チャット (<https://www.sbivc.co.jp/faqs>)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は休)
- ・ 電話：03-6736-3790 (月曜日～金曜日午前 10 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く))
- ・ 担当部署：  
企画営業部  
〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
SBI VC トレード株式会社内

当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度 (訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き) を導入しており、当社の電子決済手段等取引業に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁 (紛争解決) センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。

### 東京弁護士会

紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 3 時 (祝祭日・年末年始を除く)

### 第一東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588

月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時 (祝祭日・年末年始を除く)

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

第二東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く）

電子決済手段等取引業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、当社の電子決済手段等取引業に係る苦情を受け付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階

電話番号：03-3222-1061

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時（祝祭日・年末年始を除く）

（2026 年 4 月 1 日現在）

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

## 暗号資産等貸借取引説明書 (VCTRADE サービス)

---

2026年4月1日現在

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

## 暗号資産等貸借取引説明書 (VCTRADE サービス)

SBI VC トレード株式会社

SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）がインターネットを通じて提供する暗号資産等貸借取引サービスである「貸コイン」（以下「本サービス」といいます。）において、お客様が暗号資産及び電子決済手段（以下総称して「暗号資産等」といいます。）を当社に貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同一の種類及び数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引（以下、当該消費貸借取引を個別に又は総称して「暗号資産等貸借取引」といいます。）を行うにあたっては、「暗号資産等貸借取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「本書面」といいます。）を「サービス総合約款（VCTRADE サービス）」（以下「サービス総合約款」といいます。）、「暗号資産等貸借取引約款（VCTRADE サービス）」（以下「暗号資産等貸借取引約款」といいます。）、「暗号資産取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「暗号資産取引説明書」といいます。）及び「電子決済手段取引説明書（VCTRADE サービス）」（以下「電子決済手段取引説明書」といいます。）とともに十分にお読みいただき、その内容をご理解いただく必要がございます。

暗号資産等貸借取引には様々なリスクが存在しますので、暗号資産等貸借取引の特徴、仕組み及びリスクについてご理解いただき、リスク等の受容に異議なくご承諾の上、お客様ご自身の責任とご判断において、自己の計算により取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

本書面は、暗号資産等貸借取引（商品名：貸コイン）を行っていただく上での暗号資産等貸借取引の特徴、仕組み及びリスクについて記載しております。

### ■ 当社の商号及び住所並びに登録番号

SBI VC トレード株式会社

【本社】〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー

第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3247 号

暗号資産交換業者 関東財務局長第 00011 号

電子決済手段等取引業者 関東財務局長第 00001 号

### ■ 加入する協会

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

**《暗号資産等貸借取引のリスク等重要事項について》**

**1. 暗号資産等と本邦通貨又は外国通貨との相違**

当社の取り扱う暗号資産等は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

**2. 暗号資産等貸借取引について**

暗号資産等貸借取引は、お客様が当社に暗号資産等を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引であり、かかる暗号資産等取引における、当社のお客様からの暗号資産等の借入れは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含み、以下「資金決済法」といいます。）第2条第15項第4号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」及び同法第2条第10項第3号所定の「他人のために電子決済手段を管理すること」に該当しません。

**3. 暗号資産等貸借取引のリスクについて**

**（1）分別管理がなされないこと等によるリスク**

当社がお客様より借り受けた暗号資産等は、資金決済法に基づく分別管理の対象外となります。そのため、当該暗号資産等は、当社の暗号資産等と分別して管理されません。また、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済法第63条の19の2第1項所定の権利である、他の債権者に先立ち優先して弁済を受ける権利を有しません。また、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した電子決済手段について、信託の受益者としての地位を有しません。

**（2）当社の破綻によるリスク**

当社が倒産した場合、お客様が当社に貸し出した暗号資産等の全部又は一部の返還を受けられないリスクがあります。なお、当社は、お客様より借り入れた暗号資産等を転貸することがありますが、当該暗号資産等の転貸取引の管理は当社が全ての責任を負うので、当社が倒産しない限り、お客様に影響が及ぶことはありません。

**（3）売却等及び中途解約ができないことによる価格変動リスク**

暗号資産等貸借取引は、お客様が貸出開始日から契約期間満了日まで当社に暗号資産等を貸し出すため、契約期間中は当該暗号資産等の売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることができません。また、原則として暗号資産等貸借取引を中途解約することができません。そのため、契約期間満了日の前に対象暗号資産等（暗号資産等貸借取引の対象となる暗号資産等をいいます。以下同様です。）の価格が上昇した場合でも、値上がり益を実現益にできず、下落した場合でも売却することができません。

**（4）担保提供がなされないことによるリスク**

暗号資産等貸借取引は、暗号資産等の消費貸借取引ですが、当社は、暗号資産等貸借取引において、お客様に対して、担保の提供をいたしません。そのため、当社の信用状態の悪化により、お客様が当社に貸し出した暗号資産等について、お客様が全額の返還を受けられないリスクがあります。

**(5) 対象暗号資産等のハードフォークによるリスク**

暗号資産等貸借取引では、貸出開始日から契約期間満了日までの間に、対象暗号資産等に係るブロックチェーンについて、ハードフォーク（ブロックチェーンの Protokolにおいて、後方互換性及び前方互換性のないアップデートが行われた結果、当該ブロックチェーンについて不可逆的な分岐が生じることをいいます。以下同様です。）が発生した場合、対象暗号資産等の価格の変動等が発生し、結果として、お客様に予期せぬ損失が生じるリスクがございます。また、ハードフォークが発生し、当社の判断で暗号資産等貸借取引の一時停止を行った場合、USDC などの外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 30 条第 1 項第 5 号に規定する外国電子決済手段をいいます。以下同様です。）に関しては、当該一時停止中の為替レートの変動によりお客様が損失を被るリスクがございます。

なお、当該リスクにつきましては、当社が別途定める「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針」に従い、情報収集に努め、お客様のリスクを回避するよう努める予定です。

**4. 手数料やその他費用等**

暗号資産等貸借取引の取引手数料は、無料です。

**5. 苦情及び紛争の相談窓口**

苦情及び紛争の相談窓口については、後述の「13. 苦情及び紛争の相談窓口」をご参照ください。

**6. 中途解約について**

お客様は、暗号資産等貸借取引成立後に暗号資産等貸借取引に係る契約を中途解約することはできません。

暗号資産等貸借取引を開始されるにあたっては、「サービス総合約款」、「暗号資産等貸借取引約款」、「暗号資産取引説明書」及び「電子決済手段取引説明書」を合わせて十分に読み、それらの内容及び本書面の内容を十分に理解し、かつ承諾していただく必要がございます。

## 1. 本サービスが取り扱う暗号資産等の概要

本サービスが取り扱う暗号資産等の概要については、当社ウェブサイトの「取扱暗号資産及び取扱電子決済手段の概要説明書」をご参照ください。

## 2. 暗号資産等貸借取引の内容

暗号資産等貸借取引は、お客様が当社に暗号資産等を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産等と同じ種類、数量の暗号資産等を返還する消費貸借取引です。

なお、暗号資産等貸借取引は、消費貸借取引ですが、暗号資産等貸借取引において、当社は、お客様に対して、担保の提供をいたしません。

## 3. 口座開設の方法

当社が別途定める「サービス総合約款」に従い、お客様の暗号資産等の現物取引及び暗号資産関連デリバティブ取引に関する口座であるSBI VCトレード取引口座（以下「暗号資産等取引サービス口座」といいます。）を開設後、「暗号資産等貸借取引約款」及び本書面に同意していただき、当社が承諾することで、暗号資産等貸借取引を行うことが可能になります。なお、既に暗号資産等取引サービス口座を保有しているお客様は、「暗号資産等貸借取引約款」及び本書面に同意していただくことで、暗号資産等貸借取引を行うことが可能になります。

## 4. 取引チャネル

暗号資産等貸借取引は、パソコン及びスマートフォンアプリ等によりインターネットで取引できます。なお、電話又はメールによる取引は受け付けられません。  
※取引チャネルの動作推奨環境は、当社ホームページをご確認ください。

## 5. 取引の条件等

本サービスは、暗号資産等貸借取引において、お客様から申込みを受け付ける回号（以下「回号」といいます。）ごとに、暗号資産等の種類、数量、契約期間、利用率、申込み受付開始時間及び申込み受付終了時間等の条件等を定めることとします。

## 6. 取引の時間

### （1）申込み受付開始時間

当社が回号ごとに定めます。

### （2）申込み受付終了時間

当社が回号ごとに定めます。

## 7. 取引手数料

暗号資産等貸借取引の取引手数料は、無料です。

## 8. 取引の数量

申込数量は、当社が回号ごとに定めます。なお、外国電子決済手段の貸出しに係る回号においては、お客様1人当たりの申込数量についても、上限を定めることとします。

## 9. 暗号資産等貸借取引の方法

### (1) 申込み

お客様が暗号資産等貸借取引の申込みをする時は、申込内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が即時に照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を受信した時点で受け付けたものとします。

なお、当社は、申込み受付開始時間に、暗号資産等貸借取引の対象となる回号ごとに年率換算の利用料率を提示いたします。お客様は、当該利用料率を考慮し、各回号を選択して暗号資産等貸借取引の申込みをすることができます。

### (2) 取消し

申込みした回号の暗号資産等貸借取引は、申込み受付終了時間まで取り消すことが可能です。

### (3) 成立

暗号資産等貸借取引は、当社がお客様からいただいた貸出しの申込みを確認し、承認した時点で成立します。当社は、原則として、暗号資産等貸借取引の申込み受付終了時間から約1時間程度で、暗号資産等貸借取引が成立した旨をお知らせいたします。

暗号資産等貸借取引が成立した時点で、貸出しの申込みに係る暗号資産等は、お客様の暗号資産等取引サービス口座から差し引かれます。当該差し引きが行われた時点で、当該暗号資産等は、当社に対して貸し出されるものとします。

暗号資産等貸借取引の契約期間は、暗号資産等貸借取引の成立した日を開始日とし、当社が別途提示する期間の中からお客様が選択した期間が経過する日を満了日とします。

なお、暗号資産等貸借取引の成立以降は、①暗号資産等貸借取引に係る契約を中途解約すること及び②暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等（当該暗号資産等の返還を請求する権利を含みます。）について売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。また、お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して暗号資産等貸借取引が成立した場合であっても、当社は責任を負いません。※暗号資産等貸借取引は、当社の価格変動リスクを回避するため、LP との間でカバー取引を行います。流動性の低下によりカバー取引が困難であると当社が判断した場合は、当該回号を取り下げさせていただきます。

## 10. 返還

当社は、お客様に対して、暗号資産等貸借取引に係る契約期間満了日に、当該暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等と同種、同等、同量の暗号資産等を返還します。

利用料は、暗号資産等貸借取引に係る契約期間（契約期間満了日を除くものとします。）に応じ、当該暗号資産等貸借取引に基づきお客様が当社に対して貸し出している暗号資産等に、本サービス所定の利用率率を乗じて計算された額とします。当社は、お客様に対して、暗号資産等貸借取引に係る契約期間満了日に、利用料及び利用料に係る消費税相当額を支払います。

## 11. ハードフォークへの対応

当社は、暗号資産等の移転を記録するブロックチェーンに係るハードフォーク及びハードフォークに伴い新たに発生する暗号資産（以下「新コイン」といいます。）について、「計画されたハードフォーク及び新コインに係る当社対応指針について」を定めております。

### （1）お客様への伝達方法

対象暗号資産等の移転を記録するブロックチェーンについてハードフォークが発生することが判明し、お客様への情報提供が必要と当社が判断した場合には、速やかに情報提供を実施します。お客様への情報提供は、当社ホームページのお知らせ欄への掲載を原則としますが、情報の重要度に応じて、適宜、メール出庫、X（旧 Twitter）等の当社が日常的にお客様とのコミュニケーション・ツールとして利用しているツールへの配信なども組み合わせて、お客様へ適切に情報が伝達されるように努めます。

### （2）ハードフォーク発生時の停止措置等について

- ・ハードフォークの発生に伴い、当社は、当社の定める期間、暗号資産等の売買、消費貸借及び送受信等の業務の一部又は全部を一時停止又は制限することがあります。
- ・ハードフォークの発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該暗号資産等の価格変動及び外国電子決済手段の為替レートの変動によるお客様の損失については、当社は責任を負わないものとします。

### （3）新コインのお客様への返還等について

当社は、当社がお客様より借り入れているハードフォーク前の暗号資産等につき、ハードフォーク後に誕生した新コインを追加で借り入れる義務及び当該新コインをお客様に返還する義務を負いません。なお、ハードフォーク後に誕生した新コインの適法性、安定性等に問題が無いことを確認した場合、当社の裁量により、お客様より新コインを追加で借り入れ、又は、お客様に新コインを返還し、若しくは当該新コインに相当する金銭を交付することができます。

## 12. 取引終了の事由

「サービス総合約款」第18条に定める事由に該当する場合には、当社は、暗号資産等取引サービスの提供を一時停止又は廃止いたします。

## 13. 課税上の取扱い

暗号資産等貸借取引で発生した利益は、所得税の課税対象であり、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 14. 苦情及び紛争の相談窓口

当社は、資金決済法第63条の12及び暗号資産交換業者に関する内閣府令第32条並びに資金決済法第62条の16及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第42条に基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

### (1) 基本方針

- ・ 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、苦情等の取扱いに当たっては、関係部署が連携して、その事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切にその解決を図ります。
- ・ お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善に役立てます。
- ・ お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。
- ・ 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行います。
- ・ お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。
- ・ 社内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合その他適切と認める場合には、お客様に外部の紛争等解決機関を紹介し解決を図ります。

(2) 当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情・紛争処理規程」を定めています。本サービスの苦情及び紛争の対応につきましては、通常のお問い合わせ担当者とは別に、本サービスの「苦情等処理担当者」よりお客様にご連絡をさせていただき、ご本人確認をさせて頂いた上で、苦情等の内容をお伺いして適切に対応をさせていただきます。

(3) 本サービスに関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、以下のホームページのお問い合わせフォームから、該当する取引内容の区分を選択いただき、「苦情相談」であることを内容に明記いただけますようお願いいたします。なお、有人チャットでも苦情

等のお申立ては可能です。

- ・ お問い合わせフォーム：<https://support.sbivc.co.jp/hc/ja/requests/new>
- ・ 有人チャット (<https://www.sbivc.co.jp/faqs>)：ホームページの「お問い合わせ」のページからアクセスし「有人チャットで質問する」を選択していただきます。(対応時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分、土日祝・年末年始は除く)
- ・ 電話：03-6736-3790 (月曜日～金曜日午前 10 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く))
- ・ 担当部署：  
企画営業部  
〒106-6021 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー  
SBI VC トレード株式会社内

(4) 当社は、資金決済法に従い、金融 ADR 制度 (訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き) を導入しており、当社の暗号資産等に係る一切の取引に関する紛争の解決については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置し運営する仲裁 (紛争解決) センターでの金融 ADR 手続きを利用できます。

- ・ 東京弁護士会  
紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階  
東京弁護士会紛争解決センター電話番号：03-3581-0031  
月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 4 時 (祝日・年末年始を除く)
- ・ 第一東京弁護士会  
仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階  
第一東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3595-8588  
月曜日～金曜日午前 10 時～12 時/午後 1 時～午後 4 時 (祝日・年末年始を除く)
- ・ 第二東京弁護士会  
仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階  
第二東京弁護士会仲裁センター電話番号：03-3581-2249  
月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時/午後 1 時～午後 5 時 (祝日・年末年始を除く)

(5) 暗号資産交換業及び電子決済手段等取引業に係る認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本暗号資産等取引業協会においても、暗号資産等貸借取引についての苦情を受け付けております。

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会  
所在地：東京都千代田区一番町 18 番地川喜多メモリアルビル 4 階  
電話番号：03-3222-1061

本書面は、VCTRADE サービスの契約締結前交付書面です

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（祝日・年末年始を除く）

以上